

石炭礦業報

第十一卷 第十號

昭和十四年十二月一日發行

第155号

十一月號

本社定期總會其他
石炭礦業權設定
石炭界
日誌

半島人勞務者について
石炭船運賃
石炭共販案其他
彙報

参考資料

目次

（卷頭言）（重點主義と中小炭礦の特異性）
石炭の話
炭價の再検討と低物價政策
昭和石炭株式會社常務取締役 澤田慎
礦業に於ける職業性疾患（上）福岡鑛山監督局監事博士 松下正信
筑豊炭田の熱量と灰分關係（六）町田隆介

社説

會報

石炭礦業報

炭坑關係者各位の

御安全を祈る

福岡市薬院大通二丁目八一番地

福岡石炭商會

電話福岡西③

(西)二三一九番
(西)四三四二番

出 佐世保市相之浦
佐賀縣東松浦郡楠久
張 若松市濱三番町二丁目
所 東京市代々木西原町八九六
名古屋市昭和區田邊通一丁目一

所長 仁藤已知勇
所長 西村勉一
所長 渡邊幹夫
所長 野口祐三郎



若松山杉響洋



言頭卷

重點主義と中小炭礦の特異性

石炭増産政策の喧しく論議せられつゝある昨今商工省燃料局では、中央物價委員會の答申せる重點主義石炭増産對策の實施について調査研究を重ねて居るが、

いざ重點主義増産策を實施することになれば、資材並に労力の配給は増産能率の高い有力會社の經營する炭礦には厚く比較的増産能率の低い中小炭礦には薄くといふ差別配給を行ふこととなるが、果して増産目的を達成し得るや否や實に大なる疑問である。

之を數字的に検討してみれば、高能率たるべき石炭礦業聯合會系の大手筋財閥の經營せる所謂大炭礦側の昨年一月より八月までと、本年一月より八月までの出炭實績數量を對比すれば、八十七万屯の減産となつてゐるが、低能率と見られてゐる石炭礦業互助會並にアウトサイダーの中小炭礦に於ては、この間實に百二十五万屯の増産成績を挙げ、聯合會系の減産を補填して尙ほ且つ差引三十七万屯の増産高をしてゐるのである。

而して又假りに重點主義により、中小炭礦の勞働者を大炭礦に移駐しても、必ずしも期待に値しないであらう。何故ならば、是等の勞働者は中小炭礦に於てのみ十分に稼働し得る特質を有するものであるからである。

右の如き實例によつて明らかなる如く、中央物價委員會並に燃料局の役人達が、炭業界の實情を認識せずして机上論にさらばれて、重點主義を施行せむとするは大なる誤りにして、今日中小炭礦では、大手筋炭礦より貧弱なる資材により、坑内外の惡條件にも拘らず薄層殘炭を採掘して、銳意生産擴充の國策に即應して礦業報國に邁進しつゝあり、中小炭礦が時局に對して如何に重要な地位にあるかを再認識すべきである。

(鳴 潤)



松若杉響洋

石炭の話

T S 生

序 言

現在産業界にあつて一番大きな問題は石炭飢饉であらう、石炭飢饉が解消すれば生産力擴充も或程度圓滑にならうし、電力、鐵鋼その他重要物資の不足も緩和出来るだらう、また輸出の産業の障害の一部も除かれるし運賃問題も解決出来るかくて石炭が産業上如何に重要な地位にあるか、従つてその不足に各種産業に如何に深刻な影響を與へるかは自ら明瞭となる、以下この重要な石炭について話を進めて行くが、石炭の品質、種類、我國の埋藏量、出炭量、民間の統制機構、支那事變勃發以來の石炭諸對策、石炭飢饉の原因、將來の問題と云つた順序で説明することしよう

石炭の品質

石炭の品質を表す方法としては普通工業分析をやる、即ち石炭を炭素、水素、酸素、窒素、鐵、石炭等々と原素の割合を見る原素分析に對して、石炭を水分、揮發分、固定炭素、灰分の四つに分析するのを工業分析と云ふのだが、此うち水分は普通五%程度含まれてゐる、水分が問題となるのはそれが石炭の熱量を減殺するからだ

次に揮發分と云ふのは遊離水素を元としてその外酸化炭素、メタン、アンモニア、フェノール、ビツチ等から成つて居り、含有率は炭種によつて異なるが、三%ないし五〇%である

固定炭素は大體炭素より成り硫黃分や稀に水素を含む、大約四〇%ないし五〇%の含有率を示す

灰分は石炭の元をなした植物の中にはつたもの、沈澱の際外部から混入したもの、採掘の際土砂の混入したもの等であるが

灰分は水分と同様の發熱量を減ずるばかりでなく、爐の能力を低下させるので甚だ嫌はれる

一五%位の含有率が普通だ

よく石炭の發熱量といふことが問題となるが、この發熱量は石炭一噸を燃焼して生ずる熱量を以て表し、普通の石炭は六千カロリー程度で、良質のものは七千五百ないし八千カロリーの發熱量を持つてゐる

石炭の種類

石炭は無煙炭、瀝青炭、褐炭、泥炭に區別する石炭の熱源として重要な要素をなしてゐる揮發分と固定炭素の割合を標準とした分類法だが、無煙炭は揮發分三一七%、固定炭素七九一九三%で最も炭化度が進んでゐる

揮發分が少いから點火が困難だが、發熱量多く煤煙が少く火持がいゝ、汽鑄用に使用される

瀝青炭は揮發分二五十五%、固定炭素七%十五〇%で、用途が廣い、褐炭は褐色で風化も早く、粉状となり、不粘結成で火力も弱い

亞炭も褐炭の一種である、泥炭は堆積した植物が半ば炭化作用を受けながら尙原形を保存してゐるものといふ

次に塊炭、粉炭、切込炭に區別することもあるが、塊炭とは十五耗なり廿五耗の筋にかけて残つたものをいひ下に通つたものが粉炭で切込炭とは炭坑から出たまゝで塊炭、粉炭が混合してゐるものといふ

粘結性、不粘結性といふ區別がある、石炭を容器に入れて密閉しこれを加熱すると瓦斯が出るが、その瓦斯が出て了つ

乾燥の殘留物が粘結してコーカスになる石炭があり、この性質を指して粘結性といふが、僅かに粘結性を有するか或は全然ないものを不粘結性といふ、なほ燐石といふものがあるが、これは瀝青炭が地中で火山の作用を受けて自然にコーカスに變じたものといふ。

我國の埋藏量

石炭埋藏量の正確な推定は困難であるが、昭和七年の商工省礦山局發行の「石炭埋藏量調査概要」によれば内地の石炭埋藏量は(単位百万噸)

▲未採掘炭量	一、〇二一
▲既採炭量	一、〇五〇
▲不可採炭量	
▲未採掘炭量	一六、六九一
と未採掘炭量は百六十六億九千百万噸に達し、この内訳は(単位百万噸)	
△現存炭量	五、九六〇
△推定炭量	四、〇四六
△豫想炭量	六、六八五

更にこれを炭種別に見れば無煙炭(燐石を含む)は七億二千万噸、瀝青炭百五十五億噸、亞炭四億七千万噸となつてゐる。しかし未採掘炭量の全部を掘り盡すものでないから、右のうちから更に實收炭量、即ち現在の技術で實收し得べき數量推算すると

現存炭量は七〇%即ち約四十二億噸、推定炭量は約五六%即ち約廿三億噸となるといはれ。

結局將來大體確實に利用し得べき炭量は合計六十五億噸となるが、このほかに豫想炭量から採炭し得るのが大量であるわけだ、次に外地の埋藏量を見ると朝鮮は有煙炭三億八千万噸、無煙炭十三億五千万噸、台灣は四億噸、南樺太は十六億九百万噸、外地合計卅七億三千九百万噸に達し之と内地と合計して約二百四億三千万噸と云はれてゐる。

しかしこの膨大な數字も世界埋藏量總計に比すれば約〇・四%見當に過ぎぬ貧弱さだ。だが、滿洲の埋藏量八十億噸(これはかなり内輪の見積りだ)北支の二千三百億噸を加へると我勢力圏内の石炭資源は頂る豊富となる。

石炭の生産額

最近の數字を明かにし得ないが、事變前の數字を見ると昭和十一年の内地出炭量は四千百八十万噸、朝鮮二百廿八万噸台湾百七十四万噸、樺太二百七万噸、合計四千七百万噸に達してゐるが、更にこれを同年の世界各國產額に比較して見れば第六位だが米國の四億四千万噸、獨逸の三億噸、英國の二億三千万噸、蘇聯の一億二千万噸に比し遙かに劣るわけだ。なほ滿洲國、北支の出炭量を見ると昭和十年の數字で前者は一千二百万噸後者は一千四百万噸と稱されてゐる。なほ昭和十一年の我國は三百万噸の石炭を輸入してゐる。

民間の統制團體

以上石炭に關する基礎事項を説明した、こゝで一寸民間の自治的統制機關について述べて置かう。生産統制機關としては石炭礦業聯合會がある、この石炭礦業聯合會の設立は大正十年で、最初は送炭を調節して内地

石炭の供給過剰を防止して炭價の安定を圖ることを第一の目的とし

これがために同聯合會は前年度に於ける實績を基礎として割當數量を決定し、更に各地方の業者の團體たる石炭鑛業會（筑豊、北海道、常磐、宇部、肥筑各石炭鑛業會等）は之を各炭鑛に割當を行ひ、割當數量を超過して送炭したる場合には特別賦課金を課して石炭の生産を抑制した

しかし最近は事情一變したので送炭規定を改正し、從來の減送獎勵金とは反対に減送賦課金を徵收してゐる

販賣統制機關 としては昭和石炭株式會社が昭和七年に設立され、主要石炭會社がこれに株主として參加してゐるが、この會社の目的は石炭の需要供給數量の全般的調査及び供給計畫の樹立、價格の標準、一般的引合條件並に販賣分野の決定であり石炭鑛業聯合會と連絡をとつて石炭の生産と配給の統制を行つてゐるわけである。福岡、佐賀、長崎各縣並に山口縣の一部の中石炭鑛業者は昭和五年に石炭鑛業互助會を組織し、更に十一年にはこの互助會員を株主として互助會石炭株式會社を設立したが

この兩者の使命及び兩者の關係は石炭鑛業聯合會と昭和石炭と同様の關係にある

以上石炭鑛業聯合會及び互助會に加盟してゐない生產業者の統制團體としては常磐無煙同業會、常磐炭礦聯合會、北海道石炭同交會、宇部礦業組合等が最近設立された

支那事變勃發以來政府は増産、消費抑制、配給圓滑化、價格統制等に關し、幾多の非常時石炭對策を實施した、結果に於ては當局の豫期に反した點が多く石炭飢饉は深刻化するのみであるが、以下政府の執り來つた諸對策を概觀して見よう

生産對策

石炭需要の急増に對處するため政府は昭和十三年末に他の重要品目と共に生産力擴充計畫を決定し、その達成目標數字

これが實現に關する具體的年度割計畫を樹立したが、石炭に關しては北海道、常磐、宇部、九州その他地方別及び石炭產業團體別の目標數字を定め、これが實現を期してゐる

即ち既に昭和十三年六月八日には石炭のみならず他の重要鑛物の增産を目的とする需要鑛物增産法を施行した石炭增産に關する人的、物的準備を進めて技術員の養成が廿五歳以上の女子の入坑の許可、（昭和三年以來女子及び十六歳未満の少年礦夫の入坑は禁止されてゐる）増産上必要な資材の配給圓滑化等の方策を實施して來た

石炭統制に關しては政府は商工省内に關係官廳關係官並に主要諮詢團體代表者より成る石炭生產統制協議會並に石炭配給統制協議會を設置したが、このうち生產統制協議會は石炭の綜合的增産計畫の確立と之が具體化に必要な方策を審議する機關で、分科を設けて生産及び移輸入の具體的實施計畫、資金、資材動力、技術、労働者、輸送設備等に關して調査協議することとなつてゐる

なほ石炭增産には民間團體も協力し、石炭鑛業聯合會では先づ商工省に對して石炭增産五ヶ年計畫を答申したが爾來政府の增産對策に協力し、前述の送炭規定の改訂を初め、その活動は目覺しいものがある

この石炭鑛業聯合會及び石炭鑛業互助會に加盟してゐない炭礦業者に對しては商工省が團體組織を勧奨し、この結果常磐、無煙炭同業會、常磐炭礦聯合會、北海道石炭同交會、宇部礦業組合等が結成されることは既に説明したが政府は增産のために以上の諸團體を活用してゐるわけだ

配給統制

石炭の配給統制機關としては商工省に石炭配給統制協議會を設けたが、同協議會は石炭の需給計畫の確立及び之が具體的實施計畫並に市場炭價の適正を期するための具體の方策を樹立することを任務としてゐる、石炭の配給統制を行ひ得る

法律には「國家總動員法」と「輸出入品等に關する臨時措置に關する法律」とがあるが、政府は昨年九月に後者の臨時措置法に基き、石炭配給統制規則を公布し同年十月一日より施行した。

この石炭配給統制規則は要するに特殊原料炭及び輸移入炭については切符制を實施したもので軍需及び製鐵業、銑鐵鑄物事業、瓦斯事業等の特殊民需向けの原料炭の供給確保を目的としてゐる。

しかしこの切符制は特殊原料炭以外も擴大することとなり、石炭販賣取締規則を本年十月一日より實施したので同時に右の石炭配給統制規則は廢止されたから、これが内容に關する説明は省略して次に現行の石炭販賣取締規則について説明することとする。

この販賣取締規則の主要點は從來の配給統制規則の範囲を質的に擴張し、炭種の如何を問はず總べて之を統制せんとしたこと、年二万噸以上の石炭の消費者を取締対象にして大量消費者に對し消費規正を行ふことになつたことである。この規則による取締方法の骨子は所屬團體の販賣指圖書がなければ生産業者並に販賣業者は原則として石炭を販賣し得ないことであるが、更に詳細に述べると次の通り。

一、内地炭は販賣者に依つて昭和石炭會社、互助會石炭會社、常磐炭礦無煙炭同業會に加盟するもの、東京、機濱、靜岡名古屋、京都、大阪、神戸の各石炭統制組合及び若松合同石炭會社に加盟するもの、いづれにも屬しないもの、三つに分ける、いまそれ等をそれ、甲號團體加盟者、乙號團體加盟者、非加盟者と稱することにするが、これ等に對する統制方法には稍々異つた點がある。

一様即ち甲號團體加盟者も乙號團體加盟者も原則として所屬團體より交付される販賣先を記載した販賣指圖書がなければ石炭を例外的に販賣指圖書を要しない場合は前者は販賣契約數量が月當り二百五十噸を超えないときであるが後者月當り五十噸となつてゐる。

- 一、甲號團體又は乙號團體は加盟者に販賣指圖書を交付するには商工大臣の承認を受けた配給計畫に従ふことを要し、また加盟者に販賣指圖書を交付したときは直ちに販賣先に對して割當をなした石炭の種類數量、販賣先に於ける用途、引渡の時期及び販賣指圖書の交付先を通知するを要する。
- 二、非加盟者は原則として商工大臣の許可を受けなければ石炭を販賣するを得ない。
- 三、以上内地炭であるが輸移入炭に就てはいつれの團體に屬するものも屬しないものも亦販賣するには原則として商工大臣の許可を要する。

石炭販賣取締規則の大要是以上の通りだが、配給機構の一元化に關しては物價委員會の答申に基き、中央に半官半民の全國石炭の一手買上及び一手元賣販賣會社を設立し、地方には右一手販賣會社の直屬機關として現在一定數種以上の石炭販賣をなしてゐる問屋を以て地域別に地方販賣會社を設立せしめる事となつてゐるが、

中央に設置する半官半民の共販會社(資本金一億圓の豫定)は議會の協賛を要するので暫定的に資本金五千万圓の民間會社を設立することとなり自下準備を進めてゐる。

價 格 統 制

石炭は重工業を始め各產業の基礎的原材料であり、各種物價に影響するところが尠くないので、物價委員會に於ても石炭對策を特に重要問題として取上げてゐるが政府は家庭用炭又は浴場用炭に就て最高價格を定め、

一方昨年九月一日に内地の主要販賣統制機關たる昭和石炭に對して輸出入臨時措置法に基き標準炭價の引下(塊炭是一圓五十錢、中塊炭は一圓、粉炭は九十錢)標準販賣價格の決定、標準炭價及び標準販賣價格の公表を命じ、昭和石炭は加

盟してゐない早良、日產化學工業、松浦、昭和、東幌内、新美唄、茅沼等の主要炭礦會社に對しても昭和石炭に準じた命令を發した。

しかし以上の諸會社以外に對しては自補を要望したのみで、石炭の二重價格問題が起きて來たのだが一手販賣會社が出來れば販賣値段も統一されるわけである。

石炭飢餓の深刻化

石炭飢餓の解消は產業界にとつて最も急を要する問題だ、政府もこれまで述べたやうにいろいろの石炭對策を實施したが、石炭飢餓は深刻化する一方で、解消の見込も全くないといはねばならぬ有様だ。では石炭飢餓の原因はどこにあるか? これは頗る複雑した問題だが要するに需要増と供給不足に基く現象だから、この双方の事情を検討することにしよう。

石炭需要の激増

生産力擴充計畫の進行に伴つて石炭の需要は飛躍的に増大した、生産力擴充計畫の中心が製鐵事業を始め重工業であることが、石炭需要増に拍車をかけたのだが、このほか石油の消費節約のために重油より石油への事業設備の轉換が行はれたことや渴水に基く火力發電用石炭の需要増も重大な原因をなしてゐる、いま電力筋の消費炭を指數によつて示せば左の通りである。

昭和八年度	一〇〇	同十一年度	一二〇	同十四年度	一三〇
同九年度	一一〇	同十二年度	一二〇	同十五年度	一三〇
同十年度	一二〇	同十三年度	一四〇	同十六年度	一五〇

同十一年度

同十二年度

同十三年度

同十四年度

同十五年度

同十六年度

同十七年度

同十八年度

同十九年度

同二十年度

同二十一年度

同二十二年度

同二十三年度

同二十四年度

同二十五年度

同二十六年度

同二十七年度

同二十八年度

同二十九年度

同三十年度

同三十一年度

同三十二年度

同三十三年度

同三十四年度

同三十五年度

同三十六年度

同三十七年度

同三十八年度

同三十九年度

同四十年度

同四十一年度

同四十二年度

同四十三年度

同四十四年度

同四十五年度

同四十六年度

同四十七年度

同四十八年度

同四十九年度

同五十年度

かくて數量的には増加したものゝアエサナダ半炭は品質低下による使用効率減約一割を見込む必要ありといはれてゐるから、實質的には全國送炭高は昨年同期に比して減少したといはなければならないのだ。

以上は内地炭だが満洲國より思ふやうに入つて來ないことも注意しなければならぬ

增産難の諸原因

この石炭増産難の原因はどこにあるだらうか、我國の石炭埋藏量は前に説明したやうに百五十億噸と云はれ、さう貧弱ではなく一寸考へると石炭など簡単に採掘出来さうだが事實はなかゝさうではないその事情は結局人と物の問題に歸着する、即ち

一、炭礦所要資材の不足 先づ礦山用諸機械の不足を初めとして坑道用レール、支柱用レール、中空鋼、鑄鐵管、坑木、釘等から労働者の宿舎用トタン板類までかなりの入手難に陥つてゐる、石炭の採掘は次々と場所が變つて行くので資材所要量も他に比して多く、新たに資材が手に入らなければ採掘を進めて行くことは出來ない

二、労働力の不足 労働力の不足は資材の不足に比して一層深刻だ、事變以來多くの應召者を出したほかに、他の軍需工業に労働者を吸收され、また地下労働産業は地上労働産業に比し労働者の吸收が遙かに困難なことなどが労働力不足の原因となつてゐる、即ち労働者を思ふやうに募集出来ないばかりでなく、折角傭つてもすぐ他に移動して了ひ、一ヶ月には殆ど全部の労働者が入れ替つて了ふ有様だといふ、また賃銀を澤山貰へば多く休み結局一人當りの平均出炭高は低下する一方なのだ、なほこの労働力不足対策として實施した半島人使用は成績がいゝやうだ、即ち九月末から半島人を入れてゐるが南鮮の旱魃のため募集成績もいゝし、使用した結果もいゝといふことだ、なほ八月から廿五歳以上の女子の入坑を許すこととなつたが、廿五歳以上の年齢制限によつて入坑希望者は極めて少く効果は少いといはれてゐる

三、利潤の制限 人的物的資材の不足以外に生産費の昂騰と炭價の抑制から、炭礦經營の利潤が抑制されてゐることも有力な原因だ、即ち生産費は賃銀、資材運賃等の値上りは増嵩の一方であるし、一方炭價は昭和石炭系の會社に對し前述のやうに昨年九月一割見當の引下げを命じてゐる、前に説明したやうに石炭礦業聯合會加盟會社の送炭が平均して減少してゐるのに炭價の抑制を受けないアウトサイダー側の送炭が増加してゐるのは、聯合加盟の大炭礦は機械化が進んでゐるため却て機械入手難の影響が甚しいなどといつた事情もあるが、やはりアウトサイダー側が炭價を抑制されてゐないため、労働者雇傭に有利なことなどが主因である

石炭難打開の道

以上の如き事態を如何に打開すべきかに關し、各方面でいろいろ論議し、中央物價委員會でも石炭増産對策を發表したがその骨子は左の通りである

一、日滿支を通ずる綜合的増産計畫の確立とその完遂を圖るため日滿支の聯絡を密にして一元的生産統制を行ふこと
二、炭礦の合理的開發を行ふため企業の合同、礦區の整理、設備の共同利用等を行ひ、また新規企業に各種の角度から抑制を加へること
三、物動計畫上炭礦用資材には特別の考慮を拂ひ、また資材、技術者、労務者を成るべく優良炭礦に集中すること
四、以上のはか、能率の増進を圖り、資金調達に便宜を與へること等
以上の對策は理論的に妥當ではあるが、しかし理窟だけではどうにもならない、要するに石炭の増産が各種産業増進の基本をなすことを認識して先づ石炭に重點を置いて進むことだ、區々たる公式的理論に捉はれずに炭價の引上げも認むべきだと思ふ。

炭價の再検討と低物價政策

昭和石炭常務
澤

四

10

我國の石炭需要は滿洲事變以來國力の發展を反映して、逐年躍進の一途を辿り左記の如く昭和八年以降毎年三、四百萬噸宛の増加を示し、年々約一割位宛の激増振を示して居る。他方供給も能く之に順應し、増産に次ぐに増産を以てし、需給の圓満なる均衡を保つて

一、我國石炭需給の狀態

最近の石炭需給量(百萬噸)

上記需給戻は貯炭に依りて調整せられ、内地向全供給の九割は内地炭に依りて賄はれて居り、本邦石炭は略自給自足の状態にあるといふ力強い現象を示して居る。

而して昨年度も大體に於て需給の均衡を保ち來りしも、本年度に入り需給は稍々變調を來すに至つた。昨年度は礦業家に猶各種資材の手持があつたからだ炭種的には兎も角數量全體としては、大體に於て需給バランスが保たれた。然るに本年度に入るや、右手持資材が漸次涸渇する一方に於て、國防體制強化と共に重工業、化學工業、電力業等の需要激増は莫大なるものあるも、供給は之に伴はざるに至つた。而して供給不振の原因は種々あるも主として

(口) 物的方面、炭礦所要材の不足

需要減増に對應する爲、廣主は增産を向つて凡かる努力を爲す。

二、増産に主力を注ぐの要あり

本年度産業界の趨勢は、昨年度の供給に比し、内地炭に於て數百萬噸の供給増加を必要として居る矢先、前述の如くむしろ減産の傾向を示して居ることは、洵に遺憾とする處で、我國産業界に取りて由々數大問題である。増産に依る需給の均衡を保つに至れば、今日世間の問題となり居る配給も自然圓滑を來すこととなり、又一重、三重値段も自然解消する事となる。眞の低物價政策も、増産に依り始めて其目的を達し得るものである。

需要者側に於ても今日、値段の點は第二としてある。「所要數量を供給して呉れ。然らば睡眠機關も活動を開始出来る生産能力をフルに發揮出来る事になる。物夫れ自體が殖ゆれば、自然低物價政策に順應出来る事になる。」と云つて居る。石炭一噸は數倍、數十倍の價值ある製品となつて現れる。何分にも石炭は生産活動の原動力となるものであるからである。

三、増産對策

(イ) 先づ第一に炭礦企業の特異性を認識する事

- (ロ) 人的物的充足を計る事
- (ハ) 増産を喚起するが如き適正炭價を認むる事
- (ニ) 能率、炭山及特種炭山の優先的開發
- (ホ) 新坑開発の許可制に依る群小炭礦の亂興防止
- (ク) 隣接礦區の整理
- (ト) 石炭消費節約と有效利用

現下の我國は開闢以來未曾有の對外事變に直面し、戰時體制下にあるがら獨り石炭に限らず凡ゆる物質に於て、其の

供給狀態にユトリの少ない事は云ふ迄もないが世界大戰當時の歐洲諸國に比較して見ると、未だ未だ非常に樂な狀態に置かれてゐる。殊に四面環海、氣候溫暖の爲め、魚貝、米麥、野菜類が豊富にして、食糧は自給自足を爲し得るといふ實に恵まれた狀態である。石炭の如きも供給不充分とはいへ、内地丈でも一七〇億噸の埋藏量を擁して居るから、努力如何に依りては充分所要需要を賄ひ得らるゝのである。其の努力とは如何といふに、増産對策として列記したる各事項を實行に移す事である。幸に商工省、厚生省、企畫院當局に於て是等の點をよく認識せられ、炭礦所要資材の優先配給、鮮人労働者の集團移入、婦女子入坑制緩和、礦區の整理開發、石炭の消費節約等積極的に其實現に乗出され居る事故、早晩其成果を見る事と思はるゝも、此處には唯炭礦企業の特異性と之に伴ひ増産を喚起するが如き適正炭價を認むる要あることを述べ、大方の注意を喚起したい。

先づ石炭礦業の特異性は次の如くである。

(イ) 仕事場が常に移動する事

硫安工場の如き、セメント工場の如き、或は製紙工場の如き、陸上工場は何れも工場が常に一個所に固定し居る關係上人件費、一般物價等が安定して居れば、生産費には大體に於いて影響が無いのが普通である。が、石炭礦業に於ては採掘個所が進むに従ひ、坑道が深くなり、仕事場が年中移動して居る。即ち陸上工場が常に移動して居ると同然である。

從つて坑木、軌條、電力線其他の物資を新規に要する事となり、坑道が進むに従ひ、人件費も嵩む事となる。從つて假令、一般物價が安定して居ても、炭礦に關する限り、生産費は常に昂騰して居る。生産費を論ずる場合に、此點が陸上工場と異なる點である。

(ロ) 地下企業なる爲、危險豫防の保安費を充分に見る必要ある事坑内に一度災害發生すれば、貴重なる人命を損ふ上、更に財產上巨額の損失を招來する事となる故、自然爆發、落盤其他坑内衛生問題等に付十二分の保安費を見る必要があ

る。

(一) 地下企業なる爲、投資に對しても相當危険率が付く事
一度坑内が不慮の出水又は爆發等の危險に遭進せんか、數十萬、數百萬圓の投資を一時に零とならしむる危險あり。

(二) 廉藏性乏しき爲、金融が付かぬ事

永く貯藏すれば風化し、品傷がする。又自然發火する事もある故、金融業者は、貯炭に對し倉庫證券を發行する事を嫌忌する。

(三) 荷高の商品なる爲、移動する爲毎に運搬費を多額に要する事

移動する度に相當の諸掛を要し、毎廻一、二圓の諸掛は造作もなく掛り、夫れ丈炭價に影響する事となる故、出來る丈け坑所より需要者に萬遍なく流れしむる必要がある。

四、一般物價並に汽船運賃趨勢と炭價

昨年九月、炭價値下命令と同時に、炭礦所要資材並に労金も据置となるに非ざれば、炭礦生産費が嵩まり、自然炭礦企業の困難を加重することは自明の理である。

然るに次掲圖表に示すが如く、昨年九月以来炭價は釘付けなるに一般物價並に汽船運賃は上昇傾向を辿つて居る。即ち昭和九年、十年の二ヶ年平均を一〇〇とすれば、本年八月に於ける炭價は三八%四の上昇なるに、一般物價は五四%九の上昇となり、汽船運賃は一四七%八の上昇となつて居る。

炭礦業の特異性に鑑み、炭價は一般物價平準線を上廻るべき筈のものなるに不拘、事實は却つて反対の傾向を辿り居る事は深甚の注意に値する。斯の如き現實の傾向は、明かに増産を阻止して居る、一の證左と云ふも過言ではあるまい。

五、價格停止令の發動と炭價

九月十九日閣議に於て『國家總動員法を發動して物價、運賃、賃金等は本年九月十八日に於ける額を超えて引上ぐる事を禁止する事』に決定せられ、十月十六日付を以て價格停止令の發動を見るに至つた事は、非常時の現下に於ては已むを得ざる措置なりと思惟する。

併しながら一般價格の引上停止は、臨機の應急措置に過ぎず、ストップ命令の出し放し丈で事足るものでない事は勿論である。問題は相次いで行はるべき善後策にある。停止した九・一九價格には從來の跛行景氣と部分的な公定價格によつて生じた諸物價並に物價構成の間に於ける矛盾、不均衡がそのまま繰返されてゐるから、プライズ・ストップの善後對策として政府は出来る丈速かに適正價格を公定し、價格等の不均衡を是正して物價統制の實效を擧げる事が緊要である。殊に石炭は昨秋の昭和統制炭値下命令により價格が低位に抑へられたるに對し、資材、労銀、動力費其他の炭價構成要素は全面的に上昇し、炭價とその構成要素との間に著しき不均衡を來したるに加へ、炭礦企業の特異性に基く生産費遞増の傾向により企業採算を甚しく悪化せしめ、增産遂行の重大支障となつてゐる事は既に述べた通りである。此の矛盾を孕んだ昭和石炭の標準値段はその儘九・一八價格として釘付される事になつたのであるから、此の破衡状態に付ては慎重なる考慮の下に充分なる検討を加へ、可及的速かに之が是正を圖るべきである。

石炭の如く凡ゆる産業の糧として國力消長の鍵をなす特殊重要物資に就ては、增産完遂を第一義として適正價格を決定すべきであつて、之こそ長期建設下に於ける眞の低物政策に副ふ所以である事は既に縷述した。價格の上昇は抑制されたが、供給が漸減傾向に陥ると云ふのでは將來に於ける價格の抑制は到底期し得べくもない。

價格停止令の次ぎに来るべき適正炭價の決定に方りては、上述の實情を充分考慮に容れ、増産促進實情を充分考慮に容

れ、増産促進に必要な炭價水準の是正均衡を圖られん事を切望して止まない。

六、結び

今や我國は國家の總力を擧げて新東亞建設に向ひ一踏邁進すべく運命付けられて居り、内外の情勢は我國力の充實強化を圖る必要性愈切實なるものがあるから、凡ゆる産業の原動力たる石炭の増産促進に向つて、總力を傾到する事が國家として採るべき焦眉の策であると思ふ。勿論國策の線に添ふ様低物價政策には順應せねばならぬが、此低物價政策なるものは半年や一年の如き短期で見るべきものではなく、長期建設に耐ふべく少し長い眼で見る必要があると思ふ。從つて一時炭價を適正值迄引上げても、之が増産の助長となるなら、茲何年かの後には、後から振返つて見れば結局低物價政策に副ふた事に成る事と思ふ。

石炭の如きは凡ゆる産業の原動力となり推進力と成るものであるから、其生産力の積極的擴大なくしては、價格政策其ものに破綻を來すことゝなるを惧れるものである。

國家は宜しく石炭礦業の特異性に鑑み、増産を喚起するが如き適正值上を認め、凡ゆる産業をして其活動を開始し、若くは増大せしむる様積極的獎勵策を探るべき必要があると思ふ。



鑛業に於ける職業性疾患

(上)

福岡鑛山監督局

醫學博士

松

下

正

信

産業の發展に伴ひ災害と職業性疾患とが増加するのは否定し難い事實である。殊に生産力の擴充と労働力の強化とが要調せられる現時局下では、此兩者の激増は一面止むを得ない趨勢にある。

茲に於いて産業衛生學は之等災害の防止と職業性疾患の豫防といふ二大目標に向つて獻身の努力を拂はなければならぬい。

扱て職業性疾患とは業務遂行による疾病であるが、各産業に特有なるものと又特有でなくとも他の職業群に比し甚だしく頻發するものとがある。そして其發生條件が重要であるが、之には環境條件・人的條件の三種がある。環還條件としては物理的なものに溫濕度・採光・照明・換氣・氣壓・有害放射線・騒音・振動等があり、化學的なものに有害瓦斯・粉塵・有害液等が挙げられる。

作業條件としては労働時間・作業方法と作業姿勢等が又人的條件としては年齢・男女性別・攝取食物・飲料・身體的素質・體型・健康障害狀態等がある。

以上各種條件の複合作用の結果として職業性疾患の發現となるのであつて、必ずしも同一職業のものが同一職業性疾患に罹患するとは限らないのである。

本稿では礦業に於ける職業性疾患中既に業務上の疾病として實際上取扱はるべきものゝ二、三に就き簡単に解説し併せて礦業に相當の關聯を持つ疾病に就いても一言しそうと思ふ。

一、ワイル氏病

(黄疸出血性スピロヘータ病)

病原性スピロヘータに因り惹起され、黄疸と出血とを二特徴とする一般周知の疾病であつて坑内特有のものではない。之が坑内作業に因ると觀られるのは病原が坑内に在つて在坑時感染する場合である。本病は労働行政主管官廳たる厚生省の前身内務省社會局で未だ成立を見なかつた大正十一年十一月、福岡礦務署長名を以て坑内夫の職業病と指定し扶助を爲すべき旨を通達したのである。今其經緯について述べやう。指定當時は筑豊炭田で年間一千名内外の新患發生あり死亡率も相當高く一般に恐れられてゐたのである。當時三井系の炭坑では業務上の疾病的取扱をしてゐたのであるが一般は其運びになつてゐなかつた。そこで私は筑豊炭田中三十四個の大炭礦につき大正九年より十年八月に至る滿一ヶ年間の本病發生状況を調査し、其結果職業病即ち業務上の疾病として取扱ふのが妥當だと之の裁斷を下したのである。其根據としたのは次の二つの比率の示す數字である。

一、就業人員坑内外夫別百分率

坑 内 夫	七三%
坑 外 夫	二七%

二、罹病人員坑内外夫別百分率

坑 内 夫	九九%
坑 外 夫	二七% (實數八五一)

坑 外 夫 一% (實數七)

右一と二とを比較考究すると、就業人員の坑内外夫の割合に比し如何に罹病者が坑内夫が多いかが分る。即ち百人の患者中九十九人は坑内夫である。此數字を強調して假令個々の場合漁撈等業務外で罹患するものがあつても、大局上から坑内の環境條件に支配された職業病として取扱ふのが勞働保護の見地から妥當だと主張したのである。勿論其當時の坑内は現今に比して濕潤個所多く又坑内脱糞の惡習も盛んであつたので、経膚感染即ち皮膚を通して病原菌の侵入する可能性は相當大であつたのである。但し次の二つの場合は明白に業務外のものとして扶助の要無きものとした。

一、潜伏期間の最長を二週間と看做し發病前二週間連續して休業したる場合

二、潜伏期間の最短を五日間と看做し入籍後最初稼働したる日より以後五日以内に發病したる場合

前述の示達を發した當初は多少の反対があつたが現在では此主旨がよく勵行されてゐる。當時礦務官として此舉に協力したのは現朝鮮小林礦業株式會社々長小林采男君であつた。

第二回目の一齊調査を大正十四年一月より十月に至る一ヶ月間に罹患者に就いて試みたが約四百名に低下してゐた。此際の就業人員坑内外夫別百分率は、坑内夫七五%坑外夫二五%、又罹病人員坑内外夫別百分率は、坑内夫九六% (實數三八四) 坑外夫四% (實數一五) となつてゐる。爾後昭和五・六・七・八年になると一年間の新患者は二百名乃至五百名位に低下、最近は凡そ百名内外になつてゐる。又罹災者の坑内外夫別百分率は稍々接近し、近來は略々坑内夫八〇%坑外夫二〇%前後の比率になつてきた。斯くて罹病率が大正十年頃の約八分一に死亡率が約三分一に低下したのは炭山衛生上洵に喜ぶべき現象である。此低下の理由は次の三點に要約することが出来る。

一、坑内に於ける感染機會の減少

二、個人的豫防の進歩

三、豫防注射の實施勧行

就中一が最も重要であつて、近來一般坑内衛生思想が進歩し昭和四年改正の現行礦業警察規則による坑内便所の設置等により、又一面集約切羽となつてきた關係もあり作業場が一般に以前より乾燥し清潔に保たれるやうになり、従つて本病原菌の發育に不適當な環境となつてきたことが本病罹患率の根本的低下要因であらう。斯様な次第であるから業務上の疾病と指定した當時に比べると、今日では本病も餘り問題とならなくなつたことは慶賀の至りに堪へないところである。

二、坑夫眼球震盪症

眼球震盪症は坑夫に特有のものではないが、他に原因の無い限り坑内労働者の罹患する本症は坑夫眼球震盪症と稱して差支無い。本症は煙明不良といふ作業環境を主因とし眼筋疲勞、強迫的體位等の作業條件及び各種の人的條件を副因として發病するのであるが、固より同一作業環境下に在つても發病する者もあるしない者もある各種發病條件を無視して全坑内就業中の罹患率を求めるに略一ヶ年一多弱と私は觀てゐる。坑内勤続三年未満で發病するのは稀有であつて大體八乃至九年勤続者に多い又頭痛、眩暈等の自覺症の先行する者が相當あり坑内作業場で安全燈の焰の迴轉により氣づく場合が多いやうである。

本症の特徴は眼球の震盪であるが、輕症者では坑内又は夜間發現するが地上の明所では發現しない場合があるから診斷には相當注意を要するのである。吾々の所へも時折本症患者が陳情に来るが、多くの場合明所でも診断し得るが時に暗室内で詳細な検査を必要とする事もある。嘗て昭和四年に日本礦山協會の事業として十五個所の大炭礦で一齊に健康診断を實施した際七十九名を發見しながら、之は眞數に近いものであつて當時の坑内就業者の略〇・三五%に當るのである。自覺症が強くなつてから醫局に来る患者のみの統計では實數を知ることが出来ない。

本症は減少しつゝありや否やは容易に斷じ難い。統計表では十年前より激減してゐるが前述の理由で當てにならない。ただ近來坑内照明が安全燈より電燈に變つてきたが此照度の向上が本症の罹患率を低下したか否かは英の報告では認めゆるが本邦では此間の關係を明確にし得ない。今後の調査に待つべきである。

本症は治療法が無いから發病者は職業の轉換を要する。殊に重症で自覺症強く明所でも眼球振動し然も振動數の増加する傾向の者は絶対に坑内作業には適しない。中には病勢案外に固定して坑内作業必ずしも不適でない場合もあり得るが、本症の性質上結局坑内作業は不可である。

元來本症の原因是前述の通りであるが之は英學派の主唱する所で決して確固不動の定説ではないのであつて、今日と雖も本症の本態は明確になつてゐないのであるが、實際上の立場から各國とも本症を職業病と認定してゐるのである。本邦では昭和四年本症を坑内夫の業務上の疾病と規定せられ、扶助の條件に就いては吾々の意見を探つて兩回社會局で改訂し昭和八年現行通り勤続年限を問はず發病した礦山で必ず扶助することになつたのである。但し既に扶助を受けた者が當該礦山で六ヶ月以内に發病した場合は扶助を免れることができるのである。後遺症状に對しては輕重に拘らず從來の業務に不適當なものとして百八十日分（賃金の）を支給することになつてゐるから注意を要する。

三、硅肺

本症は硅酸を含む礦石探掘の際粉塵として飛散する遊離硅酸の吸入により肺組織に纖維増殖を來すもので、厳格な狹義に於ける金屬礦山の職業性疾病である。

硅酸塵の性質と數量とが大いに影響するのであつて、金屬山以外では煉瓦工場や窯業工場に頻發するものである。本症に罹患すると早く自覺症を伴ふ場合と然らざる場合とがある。自覺症としては心悸亢進、胸部疼痛、疲勞感、呼吸促迫等

が多く其他咳嗽喀痰の排出が往々伴ふのである。打診聽診で異常の有る場合と無い場合どがある後者の場合でもレントゲン撮影により本症たることとの確認されることが往々あるので、本症の確定には必ずレントゲン診断を必要とするのである。又體力検査で肺活量、握力、背筋力等の低下殊に體重の相當な減少を觀ること多く注意を要する。

レントゲン像の上からは普通第一期（線状陰影發現）第二期（粒状陰影發現）第三期（塊状陰影發現）の三期に分類せらる。第一期は結核等との鑑別が困難であるから第二期以降の特有像の發現を以て硅肺と確定せられるのである。

金山は其性質上當然罹患者が多く私が嘗て調査した際就業中の三年以上の勤続坑内夫の約一〇%は確實な硅肺患者であつた事實に驚いたのであるが、此罹患率は金山に於ける硅肺蔓延状況の一般を示すものであつて吾々の重大關心を要する所である。

本病は治療の方法無く殊に第二期以降は病勢進行するのみであるから初期に業務の轉換を必要とするが、金増産を必須とする現時局下に於いては出来るならば萬全の豫防法を確立して作業に支障無いやうにすべきである。豫防方法としては

熱式鑿岩機を更に改善し粉塵の飛散を全然防止するやう衛生上の考慮を加へることが根本的に必要である。同時に不快でも防塵マスクの使用を勵行することである。本病に對しては勤続三年以上の者を扶助することになつてゐるが原因の明かな際は三年未滿の者をも扶助しなくてはならない。

最後に注意すべきは炭礦でも長く掘進作業に從事し又は撒布岩粉に暴露せられる者には本病を發し得るのであつて、時折報告があり又私も最近此一例に接したのである。

四、熱中症

本症は體内に熱の鬱積するため起る疾病であつて、高溫高濕換氣不良な個所で作業を續けるとき體溫頻りに上昇する

も高濕のため放溫機能に失調を來し、不良な新陳代謝物が血中に蓄積し一回發汗甚だしき際體内鹽分の不足をも招き遂に發病するに至るのである。最初は頭痛・眩晕・倦怠・無力感等の症狀であるが、稍進むと口渴・嘔吐・脈搏微弱頻數・胃腸障害・胸内苦悶・胸腰背部疼痛等を起し、更に重くなると四肢の間代性又は強直性痙攣や顎面筋の痙攣を招く。私の調査によると頻度率一〇%以上の症狀は頭痛・痙攣・嘔吐・嘔氣等であつて又業務としては採炭夫が七三%を占め他は支柱夫・機械夫・工作夫・雜夫等小數である。治療日數は一週間許りで治癒する場合が多く作業を休止すれば本症のみで死亡することはない。

前述のやうに本症は作業場の高溫高濕換氣不良等の異常環境條件により發病するのであるから、其豫防としては之等の惡條件を排除することが必要であるが坑内の實際問題となると益々切羽が深くなる際容易ではない。そこで一面現行礦業監察規則第六十二條で作業場の溫度三十七度に制限したものであるが、單に溫度のみでなく他の氣候要素即ち溫度・換氣・輻射熱等をも考慮した限界規定が必要だと思はれる。然らばどの程度の坑内大氣狀況ならば熱中症を豫防出来るかに關して、嘗て私は三年間に發生した九十六名の本症患者の作業環境を調査して一個の結論を得てゐるのである。

私の研究成績により熱中症發生の環境中最も優良な理學的要素を求めるに、溫度三〇・二度・比濕七〇%風速每分九〇米・風量毎分五四一立方米・乾力タ率三・〇・濕力タ率一一・五となつてゐる。之等の條件では尙熱中症を發生する虞れがあるのであるから豫防には更に此條件を低下しなくてはならぬ。然し斯様に各要素を羅列したのでは一寸見當がつき難いから之等を一個の指標で表はした方が分り好いであらう。それには感覺溫度といふのがある。

この感覺溫度（或は實効溫度）とは人間が寒暑を感じるのは空氣の溫度のみでなく溫度・風速・輻射熱等に影響されるものであるから豫防には更に此條件を低下しなくてはならぬ。然し斯様に各要素を羅列したのでは一寸見當がつき難いから之より創始されたものであつて無風濕度飽和狀態の時の華氏溫度例へば六〇度に等しい暖かさの狀態（即ち溫度・濕度・風速の

種の組合せ)を凡て感覺溫度の六十度と名付ることに定めてある。これがためには二室の溫度・濕度・風速を種々に調節して多數者に兩室の溫暖さを比較せしめ、其結果一個の等溫感覺圖を作製して隨所の氣象條件より感覺溫度を求めることが出来るやうになつてゐる。

さて前記の熱中症發生中最良條件たる各理學的要素を一つの示度たる此の感覺溫度に換算すると略七十九度となるのである。従つて之より以下に忍耐溫度を求める必要があるのであつて、私の考へでは略七十五度ならば忍耐感覺溫度と觀て差支無いと思ふ。だから本症の豫防には作業環境を此示度まで低下せしめなくてはならぬ。

如斯忍耐條件が私の檢討により略決定され大體產業衛生界の承認を得てゐるのであるから、これより先は扇風機の効率強化による坑内通風の改善或は局所冷却裝置による氣温低下等礦業技術者に一段努力を頼はさくてはならない。

其他個人的豫防手段としては坑内に於ける飲料水を食鹽水(水一升に對し食鹽三十五瓦)とするのが經驗上効果があるやうである。

因に環氣の溫度作用標示單位とし使用されるものには少くとも次の五種を擧げることが出来る。

- (一) 乾球溫度
- (二) 濕球溫度
- (三) カタ冷却溫度
- (四) 感覺溫度
- (五) 生體寒暖計冷却溫度

何れも一長一短であるが、最後の生體寒暖計(ラフレコメーター)は本邦の江田、勝木兩氏の考案創始するところのものである。之は前述のやうに大氣の物理的條件が人體に及ぼす総合作用の指標を得んがために、機械的測量以外に人體の氣

象條件に對する反應自體に依らんとする最近衛生學の動向に従つて製作せられたものである。其要點はアルコール寒暖計の下端球部の中央にニクロム線があつて電流を通ずる調節ネヂの作用で内部が三六・五度の平均人體溫を恒に保つやうになつてゐる。此球部の外周はアルコール槽となり一端が上方に延びて寒暖計としての示度を與へるやうになつてゐるのであつて、此示度は中央部が恒温三六・五度に保たれ外氣との接觸によつて刻々に溫度を變化しつゝある表面からの熱喪失を指示することになるのである。即ち環氣に對する人體の反應感覺を如實に表現するもので其の構造・正確度・操作・價格の點で理想に近いものである。然し此儘では坑内に使用することは不適當なので、私は江田氏と協議し一方現場技術者の意見をも徵し改造案を樹てゝ江田氏に依頼し又製作所とも打合せ、昭和八年末に耐爆式の坑内用生體寒暖計が完成發賣せられることになつた。本器を現場に置いて其示度を讀めば直に環境の人體に及ぼす生物學的総合作用が分るのである。東京山越製作所で製作發賣してゐるからカタ寒暖計と共に廣く礦山で使用されることを御勧めする。其詳細に就いては日本礦山協會資料四十九輯又は雑誌礦業十一卷三月號の拙稿を讀まれたい。本症は昭和十一年職業病と指定された。(續く)

筑豊炭田の熱量と灰分關係

互助會石炭株式會社

分析所主任 町 隆 介

續第五編洗炭

斷片的に補足し以て本編輯文の拙劣を補はん

編を重ねる毎に洗炭と熱量に關して發言を費したが本章は

(一) 洗炭に於ける泥水の成生並にその影響に就て——洗

炭に使用する水はその洗炭場の位置や事業等に依つて色々であるが第一は谷川の水、河水、貯水池の水等比較的清澄な水を用ゐる場合、而かも之を使用後そのまま放流する場合、第二には坑内水又は海水を使用する場合、第三は之等の水を繰り返して使用する場合等である。第一の場合は何等問題とはならないが第二、第三に於ては洗炭作業並に其の生産物に影響を與へるのである。

之等の場合には色々の可溶性塩類が溶けて居り、又固體の微粒子がサスペンションとなつて存在してゐる。而かも何遍も繰返している内には其の濃度も大きくなつて来る。從て洗滌水としての色々の影響が起つて來るのである。可溶性塩類としては主に食塩である。其の他硫酸曹達、硫酸苦土、硫酸カルシューム、炭酸カルシュームなどの種類で最初の中は〇、三%或はそれ以下の含有であるけれども何遍も繰返して使用してゐる間には其の含有量は濃稠される。それから塩類の外に酸類が多少含まれてゐる、是等はフェラスカルフェート及び硫酸であるが之等のものは〇、〇二%程度のものである、尤も繰返して使用

してゐる間には濃稠されて來る。
それからもう一つは固體のサスペンションである、尤も沈澱池、沈澱タンク等を使用して固體粒子の沈澱をなさしめるのである、その中には容易に静置しないものが含まれて居つて循環してをり、結局さう云ふものが影響を與へることになるのである。

斯の如く塩類、酸類、固體サスペンション等が水に存在すると水の比重、粘度が變り、又エレクトロライトの爲めに固體微粒子に或る場合には擴散的に影響し、或る場合は、
フロツキュレントに影響され結局固體微粒子の沈澱作用に影響して來るのである、又之等のことから微粒子はレクトロライトが存在する爲に其物が直接洗炭に關係しなくても、其の爲に他の固體微粒子の沈下効果等に影響を來たし從つて固體のサスペンションの量が多くなつて來るのである。斯なれば水の比重が變り粘度が變つて来る、粘土などを以て泥水を作るときに水の比重が一、

乃至一、五にまで變化じ得るのである、若し比重が一、五迄で上昇すると云ふ事になると、洗炭機内に於ける状態が全く變化を來たさなければならない、石炭純度に於て處理する液の比重が一%變化しても石炭の浮物と沈下物との量が大なる影響を受ける事は前述の通りなり。

洗滌水の汚濁する原因は坑内から搬送される石炭に混つてゐる粘土、頁岩、炭化頁岩等が水中に於て混淆攪拌せられる爲にそれ等のものが崩壊し磨損して粉泥を作るのである。今洗炭の途中に於て如何に泥水が生ずるかは學者の實驗を引用して論述せんと即ち

小型の粉碎機に金屬製ボールを裝入せずして原炭のみ

番號	瓦	六 一 六 五 メツ シユ	積 算	瓦	六 五 メツ シユ	積 算	灰 分
一	三、二	四、一	四、九	四、九	三、四	三、四	七、三
二	九、九	四、一	四、九	四、九	一、三	一、三	七、三
三	八、八	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	七、三
四	六、六	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	七、三
五	四、五	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	七、三
六	六、三	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	七、三
七	四、五	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	七、三
八	六、三	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	七、三

合計	一〇九
六、四	六、六
六、三	六、六
一、三	一、三
一、四	一、四
一〇、七	一〇、七
一一	一一
〇、四〇	〇、四〇
〇、四〇	〇、四〇
〇、全	〇、全
六、五	六、五
三、九	三、九
三、九	三、九
三、九	三、九

即ち原炭は四一六メツシユのものである操作が進むにつれてそれ等の或るものは崩壊し或は磨滅して小粒となり六メツシユ以下となり六五メツシユ以下となつたのである、今之等の炭粒又は頁粒又は頁岩の粒を検するにその鋭い角が磨滅して圓味を呈し表面は滑かとなり用砂の如き觀を呈す六五メツシユ以下のもので最も粗い粒を検するに何れも頁岩質物質である。之れは元來石炭よりも崩壊し易く又磨損し易い爲めに、六メツシユの篩を通過し得るまでに小さくなつた爲めである。従つて六メツシユ以下六五メツシユのものは原炭よりも遙かに灰分の多いものになつた。

更に六五メツシユ以下の細粒を検するに殆んど頁岩質の泥であつて灰分の極めて多いものである。その灰分七一二%と云ふものである。この外に少量の石炭の粒子が存在してゐるとの頁岩質の泥の生成量はプロセスの初

成生物の含有灰分は殆んど一定の様である。何れにしても之等の粒泥物質が洗炭途上に於て生じ所謂スラリーとなり之等が水中にあつてはサスペンションとなつて洗滌水を汚濁するのである。此の試験の原炭は比較的硬い石炭であるが以上の如き結果となつたのであるが、もつと脆弱なもつと崩壊し易い石炭、頁岩等の場合にはもつと大きな影響を來すである事は考へられる事である、それから此の實験に依つてもつと重要な結果を指示してゐる。即ちかかる操作を續けて、一定の大さの粒からそれ以下の粒を除いた後の粗粒は比較的清淨な石炭である事、頁岩質のものが比較的速かに崩壊し又磨滅し去つて從つて灰分となるべきものが除去される事、従つてかかる操作を或る時間續けた後に篩分を行へば比較的清淨的な石炭を得られると云ふ事である。洗炭に泥水を用ひる結果と

して泥水の一部が貯炭槽若しくは貨車内の石炭に附着し又其の空隙に包藏せられて折角清淨した石炭を汚濁する結果となる、之は精炭の灰分を増すのみでなくその外觀を悪くするので、商品として注意を要す。

又微粉炭を回収する爲めに清淨炭の上に洗滌水を注加石炭層を通す事によつて微粉炭を回収してゐる

石炭層を通過する事によつて微粉炭を回収してゐる。前記實驗の原炭は學者の論述に依れば比較的良質のもので、スラリーも比較的良質なものである。即ち良質なものでさへ尙灰分の多い泥水を生ずるのであり即微粉炭に於て高い灰分を含有している、即ち前述の如く清淨な洗滌水も汚濁し泥水中の泥分は折角清淨せる洗滌炭に殘留してその灰分を増し亦外觀を汚損する且つ泥水中に長く浸漬する事は石炭の表面に泥が沈澱附着し吸着現象によつて膠着し一度附着すると泥を洗ひ流す事は困難になり結局洗炭の目的に沿はない結果となり發熱量も低下する事となる。即ち以上を大体纏めると(一)泥水をゆっくりと流し込めば殘留物が多い(二)石炭層を構成する炭粒が細い程殘留量が多い(三)石炭層が厚ければ殘留物が多い。

(四) 残留した泥の粒は比較的粗いものが多い、以上の事
を想起しつゝ洗滌用水に一段の研究を要する問題なり
(二) 水洗精炭灰分の經濟的限度　→ 洗精炭の灰分は熟効
率の立場かと見れば石炭の固有灰分に近き所まで精洗す
るが理想であるが需要者は其の使用目的に依りて炭坑側
で精洗した爲に蒙つた量の損失に相當するだけ高價には
買つてくないのが普通である然らば炭坑側として洗滌炭
の灰分を幾何程に止めるのが一番經濟的であるかその洗
炭の限度を決定する事が大切な事柄である。例へば某坑
の石炭自体の固有灰分は六一八%位の様である然らば洗
精炭中の灰分の増減により起る汽罐の能率の變化を調べ
て見るとそこに洗精炭の灰分含有量の最大限度の經濟的
極限がわかる理なり、参考に一馬力時に要する石炭量と
それに相對的に石炭灰分の含有量等の研究表を摘記せん

一一〃 三・五〃 ○・〇六五〃
一五〃 三・七〃 ○・二三三〃
一八〃 四・四〃 ○・三三三〃
一一〃 五・四〃 ○・二二二〃

以上の如く洗精炭の灰分含有量が一五%の場合と四%即ち當該石炭自体の固有灰分含有量との一馬時に要する石炭消費量は極く小なる差なり然らば混入灰分含有量一五%程度の場合の洗炭能率、洗滌炭得量等の經濟的觀点から効果的であると推意す故に各坑に於てもその洗精灰分含有度の決定は經濟的、標準的發熱量、洗炭作業の能率的限度等各般の事情に立脚してなすべきは云ふ迄でもない

洗炭方法に對する考察——當該問題に付いては前月號にて詳述せしも次の事項を數衍せんとす即ち各坑に於て二層亦三層を採掘しつゝあると想ふが假りに二層の場合兩層の原炭から所要灰分含有量の洗精炭を得るには比重限界点に著しく差異があるから之等を洗炭する場合には必ず兩者を別個の洗炭機により處理すべきもので、作業

を簡易化する爲め最初に混合し同一洗炭機にて處理すると云ふ事は技術上重大なる間違である。若し兩石炭を混炭する事が燃燒上有効である場合には各洗精炭を適當な割合に混淆するのが上策と考える。

然し浮沈試験の結果比重限界点が近似し而も兩石炭の使用目的が同一なる場合には洗炭設備を簡易化する爲め最初から原炭を混入し洗炭するのが經濟的にも技術的にも有利かと考へる、之等の事實は洗炭工場設計に當り最も重要な資料にして二層以上の炭層を同時に稼行洗炭される炭礦に於ては各層の石炭に就き浮沈試験を行ひ各層炭の諸性質を詳細に探究し適切なる洗炭方針を樹立すべきである。

(三) 廢石(沈降部)の處理——原炭が粉炭である場合を考ふるに各粒が悉く石炭と廢石とに完全に分離してゐると假定せば或る比重以上で沈降した廢石には有用炭の消失による損耗は皆無の筈であるが、實際粉炭には石炭と廢石とが食付き片刃(中間物)が多量に存在する爲め洗炭が困難となり所要灰分の洗精炭を生産するには澤山の

不格合品を除去せねばならぬ殊に硫化鐵を多量に伴ふ炭層場合石炭と硫化鐵とが食付き片刃となり廢石中に大込む量が多くなり石炭は損耗を増す事になるから茲に廢石(不合格品)の再處理と云ふ問題が起るわけである、筑豊炭田の如く上層群層、本層群、大焼層群の各異なる炭質を具備せるものを二層或三層採掘しある現況の炭礦は經濟的にも技術的にも本問題に對して慎重なる顧慮を要すると思ふ。所が如何なる洗炭法を以てしても廢石の灰分が一〇〇%となる事はない何んとなれば炭層に近接せる爽(頁岩)には相當量の結合水分を含有してゐるから大体八石炭中の灰分含有量は勿論其化學的成分が重大なる影響をわざる可らず

(四) 灰分の熔滓(クリンカー)——當問題も詳細記述せしも熱効率的觀点より今一度敷衍せんとす石炭の熱効率に付き石炭中の灰分含有量は勿論其化學的成分が重大なる影響

を有する事は前回來詳述せし所なるも熔滓(クリンカー)の構成並に其の増大は爐床上の石炭の不均一燃燒を惹起し且つ灰搔により之が破壊と排除に多大の勞力を要し焚口の開閉度數を増すに従ひ爐床の溫度を低下する事は贅言を要せず其の他熔滓の構成は燒灰中に殘留する未燃燒炭素量(固定炭素)を増加し著しく熱損失を來すものである故に二つの石炭が同一の灰分及發熱量を有するも之等を蒸氣發生用炭に使用する場合兩者の灰分の化學的成分の相違により熱効率を異にする即ち灰分の化學的成分と其熔滓構成溫度との關係是最も複雜なる研究事なり而して爐床上の石炭燃燒後に殘留した燒灰は石炭の固有灰分として存在するのみならず石炭に混淆せる石膏頁岩硫化鐵等の不純物の殘滓より生成し酸性及鹼基性酸化物(主として珪酸礬土石灰、酸化鐵、苦土、アルカリ等熔劑混合物)の最も複雜した混淆體(緩)である事は既に記述せし所なるも其の合成の割合に依つて種々の珪酸塩を構成するものである、燒灰の灰分には他の混淆體の様に最低熔融溫度を有する共融混淆體を構成して漸次融出し之

が一種の粘結剤となり遂に熔滓を形成し融出量の多少により海線状態を生ずることもある、従つて實際に生ずる熔滓の成分は原炭灰分の成分と相違するを普通とするので原炭灰分の成分に依る熔滓構成温度も確定的のものではないが該温度以上に於て凡てが熔滓を構成するものである而して熔滓輕減の爲め灰分の成分は左記の範囲にある酸性成分たる事が肝要である。

珪酸四五%以上礫土三五%以上酸化鐵一〇一一五%以下石灰五一一〇%以下

然し乍ら上記四成分は灰中の主成分のみであつた其熔融温度は他の金屬化合物又はアルカリの存在によつて變化するものである尙灰の成分判明せば左記式により熔融度の高低を略判断せられるその分數値の大なる程熔融度一般に高し



尙硫黄も熔融点に重大なる關係を有する事も既に論述せしも亦一度詳細に述べれば即ち

石炭中の硫黄分は普通次の三つに分れる

半島人労務者について

庶務課

参考

從來種々の事情の爲に、禁止の形になつて居つた半島人労働者の移住が許可された。併し、今日に至るまでの経緯を顧みると、本會が昭和十二年事變勃發直後、右に關する第一回の陳情を行つて以來既に七回目であり、又聯合會方面の倦むなき盡力もあつたにも拘はらず相當の迂餘曲折があつたことは否めない。ことに角、相當數の半島人が、現在移住しつゝあり、その結果は極めて注目されて居る時であるから此の際、半島全の風俗習慣等を知りて置く事も強ち無駄ではないと信する先づ半島人の衣食住から述べれば

着物は御承知の通り、男は上衣に袴、女はその上に裳を身に付ける。一般に白服を着る爲が、女は非常に洗濯を好み、從つて多量の水を必要とする、炭坑の近くに川のある處は好都合だが、水道のみの處は非常に困ると言ふ。

男は、殊に勞務者は、洋服を着る者が多くなつて、一見内地人同様である。食物も、殆んど内地人と大差無いが一般に大食で一日一升は珍しくない、それから唐辛子、胡椒、にんにく等多量の香辛料を攝取する、朝鮮の冬は殊に寒いので、この酷寒を凌ぐ爲に、必然的に香辛料を使用するので、又、にんにくの常用は健康に役立つ事は周知の

(イ) 硫化硫黄(黄鐵礦白鐵礦) (ロ) 硫酸硫黄(硫酸石灰又は硫酸塩) (ハ) 有機硫黄(有機化合物)

既述の如く硫黄含有量の多少は熔滓成生に重要な役目を持つものなり即ち硫黄含有量多き石炭は普通比較的の量の黄鐵礦を含有す而して黄鐵礦は比較的低溫度に於て含有硫黄の半分を遊離し、他の半分は熔融温度低き硫化物(S₂S)に分解す此の作用は石炭燃焼の際熔滓の生成を促進するもので又黄鐵礦の含有量多き石炭は燃焼に於ける火床の状態は鐵の大部分を第一酸化鐵(Fe₂O₃)に酸化するに適し從つて容易に灰中の珪酸分と作用し可燃性塩即熔滓を構成す、しかも石炭中の黄鐵礦の分布状態が二様に存在する時は一層低溫度に於て作用し熔滓を生成するものなり

本編に於て特に洗炭作業の使命は使命目的に順應し適當なる優良商品炭を産出すると共に硬炭中に有用炭の隨伴放棄されるを最少限度に止み之がため浮沈試験により石炭中の各種性質を充分に探究し適切なる選炭方法を決定し極度に有用炭の損失を防止すべしと想ふ。

事實である。

何でも程度問題で、程度を越せば後に述べるような害を生ずるに至る。

一般に酒煙草を好み酒は之を密造する者もある。家は、人口がせまく奥行が廣く、そして薄暗いやうな作り方で、一寸外から見すかされない家を理想としてゐるそ

うである、明らかに非衛生的である。

宗教は、朝鮮佛教、朝鮮キリスト教等もあるけれども概して無宗教である舊盆に歸省して墓参する風はあつても各戸に佛壇神棚の設けの無い處が多い。

この無宗教と言ふ事は半島人指導上、考ふべき事であると思ふ、即ち無宗教は彼等を事大思想に導き、依存性を植えつけた、炭坑に働くにしても、たゞ眞面目に働きさへすれば、家は安く貸して貰へる、日用品は配給所や購買會で安く買へる其の他何から何まで炭坑でやつて貰へる、たゞ働きさへすればいゝ、と言ふ氣持は、炭坑への大きな信頼となつて、やがてそれは増産となるであらう。

半島人も内地人と同様、長所もあれば短所もある。此の

長所短所を心得て置く事は労務管理者の義務である、實際半島労務者には最もよき指導者が必要である。

半島人の長所として第一に挙げねばならぬのは、其の身体の頑健な事である。礪山労務者に持つて來いの堂々たる体格を持つてゐる、齒や眼の悪い者は皆無と言つてよい、しかし、炭坑方面では、負傷率が高く、そして、その治療に長期間を要する、病氣や負傷を誇大に言ふ癖があり、治療に暇だと言ふのは、我々なら一日も早く飛び出したいでも悠々と療養するからである、尤も、半島人の傷は香辛料を食する爲に、化濃し易く治り難いそうである。

次に半島人は柔順で命令し易い、骨の折れる仕事も文句を言はずにドシ／＼やる、全く炭山向きの労務者である、しかし困つた事には彼等は貯蓄心に乏しく、その上、或る程度以上働かない風がある、何でも朝鮮の風習で、金持になると、方々から寄食する者が集つて来て、それを拒む事が出來ないと言ふが、そんな事が關係してゐるものと思ふ

なると、結局、内地に半島人のみ増加したでは政府の折角の許可に對して申譯無い事になる。彼等は無宗教で、國家觀念に乏

しく君心一致の理がよく呑みこめない。指導者は、指導方針を茲において、彼等の人格を認める一方、報恩感謝の念を植えつけるようしなければならぬ。

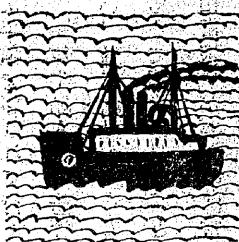
大部分が無學である爲に思想が幼稚で直ぐに浮和雷同する或る一人の言葉を妄信して、集團的に移動して、炭坑當局を驚かす事は珍しくない、餘り半島人の少い事も移動を助ける。少くとも、五十名以上同一炭坑に居らぬと都合が悪いようである。

次に道義心がすいようである、朝鮮固有の習慣に依る爲であらうか、炭坑に籍を置きながら、他の田植や土木工事に平氣で雇はれて行く。

一体半島人の勞務管理に手數のかゝる事は言ふまでもない、殊に同姓が多くて、金、朴、鄭齊等と言ふ名の人間が多くて間違ひ易い、とにかく風俗習慣言語が違ふのだから相當根氣が要るのは當然だ。重ねて言ふが、善き指導者が最も必要である、若し移住した半島人が、炭坑を逃走して



石炭船運賃



一、汽船運賃

1、遠洋

ドイツの白蘭兩國通過佛蘭西侵入作戰の流布される折柄、戰爭の長期化は必至と見られ交戰各國の食料の貯藏は新穀の出廻期に際しより活潑となり遂にブリト^イ英佛は六〇志の成約を見た。

米國新中立法は交戰國の船腹不足に拍車を加へ傭船料は前途一段の引締りを豫想されてゐる。

近海運賃は標準率の勵行で變化なく冬期に入り就航範囲

の縮少により多少船腹に餘裕を生じ輸送力は幾分増大した。
標準率未制定貨物及び統制外航路も統制委員の査定實施と共に同じくレベルに置かれ、採算不均衡も漸次に矯正されつつあり。

ハ、石炭

冬期の最需要期に際し荷動き心よく旺盛なれど運賃は變化なく保合つてゐる。

最近の成約運賃は若松より

仕向地 今月中旬 前月中旬

京濱 四、八〇 五、五〇

川崎 五、五〇 四、三〇

伊勢灣 四、三〇 三、四〇

大阪川入 三、四〇

仁川 五、八〇

敦賀 五、八〇

神戸 三、六〇

江井ヶ島 三、六〇

別府 三、二〇 三、二〇

曾根 三、九〇 三、九〇

那須 三、九〇 三、九〇

鹿児島 三、八〇 三、八〇

忍足 三、八〇 三、八〇

福山川入 三、八〇 三、八〇

因ノ島 三、八〇 三、八〇

福山川入 三、八〇 三、八〇

西ノ島 三、八〇 三、八〇

尾道 三、八〇 三、八〇

佐世保 三、八〇 三、八〇

長崎 三、八〇 三、八〇

(十一月十日迄の海運特報に據る)

二、帆船運賃

帆船運賃は物價停止令により前月通り變化なし。冬期の

荒天を控へ運賃收入の減少は業者の深刻な悩みであり、運賃の値上を要望されてゐる。

十一月若松協定運賃表

福岡縣若松回漕商業組合

(單位壹噸に付)

仕向地 運賃 前年同期 仕向地 運賃 前年同期

和歌山縣

由良 三、六 三、四 吉見 三、六 三、四

大坂府

橋井 四、〇 三、四 吉見 三、〇 三、四

兵庫縣

尼ヶ崎 三、三〇 三、三〇 西ノ宮 三、三〇 三、三〇

岡山縣

牛窓 三、六 三、六 岩瀬 三、六 三、六

岡山 三、六 三、六 山口 三、六 三、六

高木 三、六 三、六 神戸 三、六 三、六

明治 三、六 三、六 神戸 三、六 三、六

片岡 三、六 三、六 神戸 三、六 三、六

相模 三、六 三、六 神戸 三、六 三、六

阿賀

三、三
三、三

三、三
一、六

備考

廣島(川入)

三、四
三、四

三、三
二、三

山口縣

岩國

三、三
三、三

三、三
二、三

三田尻

一、九
一、九

今津川入

德島

三、三
三、三

小松島

撫養

三、三
三、三

三、三
三、三

香川縣

小豆島

二、三
二、三

高松

新居濱

二、五
二、五

坂出

丸龜

二、五
二、五

多度津

宇和島

二、七
二、七

菊間

堀江

二、三
二、三

長濱

三津濱

二、三
二、三

八幡濱

今治

二、三
二、三

高濱

愛媛

二、七
二、七

三、三
三、三

第二回鑛業報國強調週間實施要綱(案)

一、實施ノ目的

本週間實施ノ目的ハ現段階ニ於ケル我國ノ國內状勢並ニ
國際状勢ニ即應シ鑛業ノ國家的使命ヲ強調把握セシメ以
テ鑛業ノ平和、生産力擴充ノ確保完遂ヲ期スルニ在リ

二、實施時期

昭和十四年十一月十七、八日ヲ準備期間トシ同月二十日
乃至二十六日ヲ實施期間トス

三、司令機關

福岡鑛山監督局

四、實施方法

一、實施範圍 福岡鑛山監督局管内ノ全鑛山ニ亘リ之ヲ
實施スルモノトス

二、實施機關 各鑛山ノ鑛業報國會ヲ主体トシ之ニ生活
刷新班及主婦會等ヲ參加セシメ以テ實行委員會ヲ組織

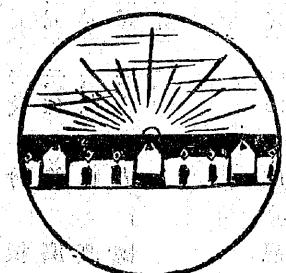
五、實施要項

- 一、鑛業報國精神ノ徹底ニ必要ナル事項
(イ)鑛業報國運動批判會ヲ開催シ鑛業報國運動ノ運営
方針等ニ付隔意ナキ意見ヲ戰ハシ其ノ結果ヲ福岡地
方鑛業報國聯合會ニ報告スルコト
- (ロ)講演會、講習會又ハ映畫會等ヲ開催シ鑛業報國精

一、各地行共ニ五〇噸以上ハ上記運賃ヨリ過貳錢引キノ事
事由
(但シ錢以下四捨五入)

二、大阪行ニシテ荷揚ゲノ際節分ケスルモノハ上記運賃
ヨリ過參錢増シノ事

三、大阪行ニシテ荷揚ゲノ際節分ケスルモノハ上記運賃



神ヲ鼓吹スルコト

(ハ) ポスター、パンフレット、リーフレット等ヲ配付

シ鑛業ノ重要性下鑛業報國運動ノ緊要性ヲ確認セシ
ムルコト

四、鑛業ノ平和確立ニ必要ナル事項

(イ) 鑛業労働法規ノ完全勵行日ヲ設定シ労務係員ヲ總

動員シテ法規ノ施行狀況ヲ反省スルト共ニ之ガ完全
勵行ニ當ラシムルコト

(ロ) 鑛山ノ最高首腦部ヲ網羅シタル勤勞資三位一体ノ
懇談會ヲ開催シテ下意上達、上意下達ノ途ヲ拓キ相
互ノ人格の信賴ヲ深ムルコト

(ハ) 指導者講習會ヲ開催シ労働ノ契トナリ且ツ鑛業報
國會ノ指導者タルベキ中堅分子ノ養成ニ努ムルコト

(三) 福利施設ノ清掃、修理又ハ完備ノ勵行ヲ圖リ施設
愛護ノ念ヲ涵養セシムルコト

五、生産力擴充ニ必要ナル事項

(イ) 従業員ヲ總動員シ産業戰士トシテ突擊態勢ノ下ニ
最高能率ヲ發揮セシムルコト

六、其ノ他

一、鑛業報國強調週間ノ實施ニ當リテハ各鑛山ニ於テ右
ノ實施事項ヲ適當接配シテ實踐プログラムヲ作成スル

コト

(イ) 本週間ヲ愛兒週間ト看做シ從業員ヲシテ家ニ在リ

テハ第二世產業戰士ノ指導教育ニ力ヲ盡サシムルコト

(ロ) 從業員ノ移動根絶ヲ期シ正當ノ事由ナクシテ移動
セントスル者ハ極力自肅自省セシムルコト

(ハ) 現場係員ヲ總動員シテ災害ノ絶滅ヲ期スルト共ニ
家族ヲシテ山神社ニ對シ安全祈願ヲ爲サシムルコト

(ニ) 週間終了後成績最モ優秀ナル者ヲ表彰シ全從業員
ノ龜鑑タラシムルコト

一(44)一

福岡地方鑛業報國會聯合會 労務協議會設置趣意書

二、強調週間ノ實施概況ヲ週間終了後十日以内ニ鑛山監督局ニ報告スルコト

三、強調週間後從業員ノ慰安方法ニ付特ニ考慮スルコト

而シテ本協議會ノ使命ハ飽ク迄モ鑛業報國聯合會ノ一翼
トシテ勞務管理ノ實際ニ關スル全分野ヲ擔當シ對內的ニハ
各鑛山ノ勞務擔當者ノ連絡協調ヲ圖リ勞務管理ノ合理化ニ
邁進スルト共ニ對外的ニハ官廳ニ對スル諸問機關トシテ又
勞務需給ノ實踐機關トシテ活動スルニアリ。

トシテ勞務管理ノ重要性倍
ル要務ト爲シ居ルニ拘ラズ各種ノ障礙續出セルタメ増產計畫豫期ノ如ク進捗セザル憾ミアリ、就中是等各種ノ障礙ノ
中其ノ尤タルモノハ勞働力ノ不足ニシテ殊ニ福岡鑛山監督
局管内ハ全國ニ冠タル鑛業地區ナル爲メ之レガ影響頗ル深
刻ナルモノアリ從ツテ之ガ根本的對策ノ確立ハ焦眉ノ急務
ニシテ一日モ忽ニスベカラザル所ナリ。

加フルニ近來各種ノ労働法ハ續出シ勞務管理ノ重要性倍
加シ來レルニ拘ラズ當管内ニ於テハ未ダ是等勞務管理ノ直
接擔當者ヲ打ツテ一丸トセガ中権的連絡機關ナク爲メニ勞

務管理ハ兎角全般的ニ歩調ヲ整フルニ至ラズ延テハ鑛山全
務ノ身上刷新並ニ勞務擔當者相互ノ連絡協調ヲ圖

福岡地方鑛業報國聯合會 労務協議會設置要綱

一(45)一

ルヲ以テ目的トスルコト

選出シタル者ヲ以テ之ニ充ツルコト

三、事業右ノ目的ヲ達成スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

ハ、評議員若干名監督局職員福鑛聯幹事同主事

及其ノ他ノ會員中ヨリ之ヲ選任スルコト

一、労務管理ノ合理化ニ關スル事項

二、労務者ノ需給調整ニ關スル事項

三、會員相互ノ親睦協調ニ關スル事項

四、労働事務ニ關スル諸般ノ調査研究ニ關スル事項

五、其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事項

六、其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事項

四、組織 福岡地方産業報國聯合會ノ事業トシテ結成

シ同會ノ一部門トナスコト

一、會員 福岡鑛山監督局管内ニ於ケル鑛山、鑛業團体、其ノ他ノ勞務擔當者ヲ以テ會員ト爲スコト

福岡地方鑛業報國聯合會

労務協議會規約

調ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第七條 本會ニ左ノ委員ヲ置ク

委員長一名 評議員若干名

副委員長二名 委員若干名

副委員長ハ福岡鑛山監督局總務部長ヲ以テ之ニ充ツルコト

評議員ハ總會ノ議ヲ經テ委員長之ヲ委嘱ス

委員ハ評議員會ノ議ヲ經テ委員長之ヲ委嘱ス

副委員長ハ委員長之ヲ委嘱ス

副委員長ハ委員長ヲ補佐シ常務ヲ掌理ス

委員長ハ副委員長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス

副委員長ハ評議委員會ヲ召集シ其ノ議長トナル

委員長事故アルトキハ副委員長之ヲ代ル

副委員長ハ委員長ヲ補佐シ常務ヲ掌理ス

評議員會ヲ組織シ本會ノ重要ナル會務ヲ審議ス

評議員會ハ評議員會ノ組織シ本會ノ重要ナル會務ヲ審議ス

評議員會ハ評議員會ノ組織シ本會ノ重要ナル會務ヲ審議ス

評議員會ハ評議員會ノ組織シ本會ノ重要ナル會務ヲ審議ス

評議員會ハ評議員會ノ組織シ本會ノ重要ナル會務ヲ審議ス

第二章 會員

第六條 本會ニ加入シ又ハ本會ヨリ脱退セントスルモノハ

義務ヲ有ス

コトヲ得

第三章 役員

顧問ハ本會ノ諮問ニ應シ又ハ總會若ハ評議員會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第四章 會 議

第十二條 本會ノ會議ハ總會及評議員會ノ二種トス

第十三條 總會ハ毎年一回以上委員長之ヲ招集ス

左記事項ハ總會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

一、規約ノ變更ニ關スル事項

二、事業計畫、收支豫算並ニ經費ノ賦課徵收ニ關スル事項

三、副委員長及評議員ノ任免ニ關スル事項

四、其ノ他評議員會ニ於テ必要ト認メタルトキニ關スル事項

總會ノ決議ハ會員三分ノ一以上出席シ且ツ出席員過半數ノ同意ヲ經ルコトヲ要ス可否同數ナルト

之ヲ決ス

第十四條 評議員ハ委員長必要ト認メタルトキ又ハ評議員半數以上ノ要求アリタルトキ委員長之ヲ召集ス

左記事項ハ評議員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

一、第四條ノ事業遂行ニ關スル事項

- 二、會員ノ加入脱退ニ關スル事項
三、委員ノ任免ニ關スル事項
四、總會ニ附議スペキ事項
五、其ノ他重要ナル事項
キハ議長之ヲ決ス
- 第六條 本會ノ經費ハ會費、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十五條 本會ノ經費ハ會費、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十六條 福岡地方礦業報國聯合會ニ加盟セル鍋山ノ會員ハ會費ヲ納入スルコトヲ要セズ
- 第十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始まり翌年三月末日ニ終ル
- 附 則
- 第十八條 本會ノ事務施行ノ爲必要ナル規則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十九條 本規約ハ昭和四年十一月十五日ヨリ之ヲ實施ス

石炭共販案

商工省方針を緩和

石炭配給統制に關しては物價委員會の答申により石炭對策要綱に基づき政府は中央共販機關として日本石炭販賣會社を地方に設立して從來の機構を共販會社の傘下に吸收し、以て石炭配給の一元的統制を確立する方針であつたが、在來の大販賣機關たる三井物産、三菱商事等は中央共販に吸収されることを肯んじず、また地方共販會社の設立は卸賣會社の商權を奪ふものなりとして全國的に猛烈なる反対運動を展開、遂に政治問題化せんとするに至り加ふるに石炭販賣取締規則施行は却つて石炭配給の不圓滑を來す結果となり答申案を強行すれば重大問題を惹起する懼れあるに鑑み商工省では答申案の強行を斷念し實情に即せる統制方法を採用すべく方針

彙 報

石炭共販案

中央共販の設立に關しては既に主要販賣業者代表を以て専門委員會が組織された

が更に近く炭礦業者代表を以て特別委員會を組織せしめ兩委員會會議の上中央共販設立に關する答申案を作成提出するこ

ととなつた。

而して商工省は右の答申案に基き最後案を決定する筈であるが結局中央共販會社の機能は左のごとく當初の豫定より著しく限定されたものとなる模様である。

一、三井物産は初めて在來の大販賣會社を

そのまま存續せしめることが

互助會石炭株式會社では過般來石炭の増産に關し猛運動を續けてゐたが、更に常磐炭礦聯合會並に北海道石炭同交會も互助會の方針に順應して參加方を依頼して來たので、に共同戦線を張つて、互助會武内専務外代表者八名並に常磐、北海道代表者は十日以來青木藏相兼企畫院總裁、武部企畫院次長、岡田厚生次官、岸商次官などを歴訪、今や石炭增産は論議の時期にあらずして實行實現の時期である旨を強調し左記事項の緊急實行方を進言した。

一、中央共販會社は生産者より生産費の差異に應じて異なる價格にて一定買取

りを行ひ、平準價格制を實施するこ

(一) 圓滑なる金融の實施

(二) 勞働力の充足

じてこれを以て中央共販會社は販賣先

(三) 資材配給の圓滑

(四) 合法的礦區の整理

會員外計
会員内計
合計
八重山、鹿児島、
△三重、三

第一共販抹殺されん

政府業者の意見再検討

石炭の「元的配給機構」については、石炭對策要綱に基づき、燃料局内に機構確立委員ならびに規格を決定する技術委員會が設けられ、「一方一手販賣會社たる全國石炭販賣會社の設立發起人の任命をもみたが、目回以来僅か三回しか會合せず從つて設立の審議を續行するほかは表面的には停頓の形になり、機構確立委員は初顔合せの第一次以來、僅か三回しか會合せず從つて設立發起人の初會合も自下のことは開催するまでにいたらない。……

これは政府の意圖する一手販賣會社案なるものが從來の配給機構を變革するのみであつて、實際の運營に當つては到底圓滑を期し得られぬことに委員の意見が一致し、この眞陳に當局も當初の意圖を再検討するに至つたためであるが、燃料局機構確

立委員は個別的に當局の諮詢に應じて、結局全國一手販賣會社の設立には敢へて反対せぬこと、しかし、ブール制による買上げならびに平準價格で販賣することにも同意を與へてゐるが、これが取扱には從來通りの配給機構を通じて行はしめるこそ、

關係の政治的折衝を免つて解決されるものと見られるが、政府側においても岸次官が着任し小島燃料局長官の進退も確定するから、停滯じつあつたこの問題も活潑さならう。(日本燃料)

統組方針急轉回

新加入者を容認

かくして始めて政府の意圖する圓滑なる配給使命を全うし得るとの論に歸一されるにいたつた、この委員の眞申と共に、這般指名された、發起人側も實情に副はね會社を設立してもこれが運營には責任を以て當れながら、實情に則せる根本大幹の確立なしでは受諾できぬとの條件附にて伍堂商相の指名を見たもので、専門委員ならびに發起人側は同一の意見を以て當局に臨んでおり、一時株主から離反しつゝあるかに見受けられた、昭和石炭が、その本來の使命から漸く態度を闡明して第一共販によつて得らるゝものは配給の混亂を招くとの結論を真陳し居る模様で、舉つて第一共販の反對に注がれ從つて政府の意圖する案はブル制による買上げならびに平準販賣價格を骨子とする統制會社に根幹をおき、當局對開

第二共販に対する組織的反對運動機關として、さきに全國石炭販賣業者を打つて一丸とした全國石炭販賣業者聯盟が結成されこれを契機として、從來の統制組合の動向に何等かの變化が齎されるのではないかと思はれてゐたが、果然若松合同石炭並に東京組は今回急角度の轉回を示して、從來堅持してゐた門戸閉鎖主義を放棄し、新組合員の加入を認めるに至つた。

すなはち若松合同石炭に於ては、今回八幡、福岡等の仲買業者十一名の新加入を認めるに至つたが、東京組に於ても、

九州水力電氣株式會社

かねて加入申込みのあつたアウトサイダーに就いて審議の結果、現在東京組の参加資格となつてゐる年間取扱一万噸以上、直接礦石取引五千噸以上の業者三十名の新加入を認めるこになり、近く

開かれる總會に附議正式決定をみる筈である。また統組未組織の地方に於ては商工省の根本方針は右兩組の轉向は、今後とも續々各地に於てみられるものと思はれるが、各地に於ては、その土地の特殊性を考慮して加入

資格を決するこになる筈である。また統組未組織の地方に於ては商工省の根本方針決定を待つて乙種團体指定の決定をみるものと思はれる。(日本燃料)



本會記事

●定時株主總會

十月二十六日午後一時ヨリ直方商工會議所ニ於テ第六期定期株主總會並ニ互助會總會ヲ開催ス、出席株主名(株)

一、第六期決算報告ノ件

一、護國神社、北九州飛行場寄附金ノ件

一、重役改選ノ件

ヲ審議シタガ、決算報告、寄附金ノ件ヲ満場一致承認シタル後、重役改選ノ件ハ東京ニ於テ開カルベキ、臨時株主總會ニ計ルコトニ満場異議無ク決定午後三時終了セリ

●臨時株主總會

十月三十一日午後二時ヨリ東京市万平ホテルニ於テ臨時株主總會ヲ開催セリ、出席株主四七人(一六、五六七株野上)

主總會ヲ開催セリ、出席株主四七人(一六、五六七株野上)

「會社ハ必要ニ應ジ相談役、顧問及評議員ヲ置クコトヲ得、但相談役、顧問ニ對シ報酬ヲ提供スル場合ハ取締役會ノ決議ニヨル」トアルヲ「會社ハ必要ニ應ジ相談役、顧問、名譽會長及評議員ヲ置クコトヲ得、但相談役、顧問、名譽會長ニ對シ報酬ヲ提供スル場合ハ取締役會ノ決議ニヨル」ト變更。

一、役員選任ノ件

①取締役任期満了ニ付改選並増員選任

②監査役辭任承認並ニ補缺選任

③會社ヲ代表スベキ取締役(社長)辭任承認並後任社長

並專務取締役選任

④名譽會長ノ推薦

①②③④ヲ通シ詮考委員ヲ擧ゲテ詮考シタル結果左記ノ各氏ノ重任、新任ヲ見タ。

取締役

野上辰之助氏重任

山本平八氏

武内禮藏氏

久恒貞雄氏

末吉慎一氏

北代市治氏

藤井伊藏氏

金丸熊太郎氏

中島森太郎氏

三崎友一氏

橋上保氏

監査役

西田隆男氏新任

秋山長三郎氏

上田清次郎氏

野上辰之助氏ハ社長及會長ヲ辭任、名譽會長ニ推薦セラ

レ副社長並ニ副會長山本平八氏ハ新ニ社長並ニ會長ニ就

任セリ。

●臨時商務委員會並に炭坑販賣主任會

若松市、若松商工會議所ニ於て開催、先般來上京中の安西主任より商工省軍部等との交渉經過報告、石炭部長よりの照會文に依る消費者側と供給者側との打合、統制規則實施等に關し説明した。

●鐵鋼材配給互助會協議會總會 部會

若松商工會議所に於て開催

カーバイト配給に關し上京の上陳情したる顛末を報告し

次に米配給に關して種々協議を遂げた。

●十一月鐵道部會

本會所屬各炭坑の石炭輸送に關する鐵道部會は本月十七日より二十一日まで五日間迄直り左記の如く協議會を開き本會より野見山、井村兩係員出席した。

十一月十七日 飯塚部會 加茂目尾炭坑

十八日 上嘉穂部會 上山田 大山

十九日 田川部會 伊田商工會議館

二十日 遠賀部會 木屋瀬 六車

二十一日 西川部會 折尾 喜樂

第二回鑛業報國強調週間概況

才 津 原 積

支那事變も既に三年にして戰は今や武力戰より今や長期建設戰に移行したるを以て、總ての產業の基礎をなす石炭鑛業の重要性は益々増大せられ、官民協力一致生産擴充増

產計畫遂行に全力を擧げつゝある折柄、十一月二十日より二十六日までの一週間を第二回鑛業報國強調週間として、銑後產業人として鑛業報國に邁進することとなつたので、

本會に於ては十一月十九日の日曜日にも拘らず所屬炭坑常務係主任會議を召集して、鑛業報國強調週間實施要綱に就て打合協議會を開き、各炭山共坑長始め勞務係は勿論各職員稼働者一致協力一段と決意を固めて鑛業報國に邁進すべきことを申合せて強調週間に入つたが、主なる炭坑の二三の代表的行事は左の如くである。

日產化學遠賀鑛業所

日產化學遠賀鑛業所の高松一坑二坑共に十六日より十九日迄の四日間を準備期間として、十六日は鑛業報國委員會各課各係長會議を開き、十七日は一、二坑各課別係員會議を開催、十八日は練込講演をなし、十九日は午前中頃末小學校に於て準備從業員幹部總會を開催、中隊又は部隊作業個所別會議、各係組長、國婦幹部會議、午後は委員の懇談會を開き會長興梠所長、副會長今泉副所長、幹事長山口勞務課長以下各係組長、國婦幹部七千の稼働者を總動員して左記行事日程に入る。

九州採炭新手礦業所

九州採炭新手礦業所に於ては十八日晚新光樓に於て福岡鑑山監督局の立山、徳永兩氏やまびこ運動の猿渡氏等を招聘。鑑業報國運動講演會を開催して平井坑長以下千三百の從業員は張り切つて、第一日の二十日より毎朝練込前に東方遙拜、坑長及勞務係主任より出炭獎勵、能率増進、事故防止、無駄排除等に就て訓示し月末迄十日間毎日倍出炭を勵行して其の結果前月對比一千屯増出炭の豫定である。尙ほ同坑は毎月平均一万一千屯乃至一万二千屯出炭してゐるが一割増産具体案も完成し近く半島人稼働者も百名入所するので明春より一万三千屯位出炭の豫定である。

東邦炭礦天道礦業所

東邦炭坑天道礦業所に於ては野北所長、事務長、山本勞務課長以下一千三百三十人の全從業員協力一致左記行事の如く毎日張切つて鑑業報國に邁進しつゝある。

第一日（月）十一月二十日 載國宣誓日

就業前、所長ハ全從業員ヲ山神社前ニ集合整列セシメ本週間實施ノ趣旨ヲ説明、鑑業報國精神ヲ強調スル事。宮城遙拜、國歌奉唱、皇車將士ノ武運長久祈願ヲナス事。鑑業報國精神ヲ普及スル目的ヲ以テ國防婦人參列ノコトアル事ヲ認識スルコト。施設、機械工具等検査整頓シ破損個所其他ヲ整備シ能率を増進ヲ圖ル事。從業員ノ移動根絶ヲ期シ正當ノ事由ナクシテ移動ゼントスル者ハ極力自肅自省ナスコト。入昇坑及出勤時間ノ嚴守並ニ禮儀ヲ守ルタメ作業所ニ於テハ舉手ノ禮ヲ履行スルコト。生活刷新強調日。虚禮廢止、廢品ノ回収等ヲ履行シ私的生活ノ合理化（禁酒節煙）ノ勵行遊興浪費ノ抑制ヲ斷行シ、鑑業報國貯金ヲ

—(60)—

ナサシムハ各種ノ工夫ヲナスコト

（國防婦人會ハ積極的活動スルコト）

第五日（金）十一月廿四日 生産力擴充強調日

（満函硬ナシ無駄ナシ）

坑内ニ在リテハ極力選炭シ満函硬ナシヲ勵行スル事

又無駄排除、古金物、古材木等ヲ一定ノ場所ニ蒐集シ廢物利用、材料ノ活用等ヲ大イニナスコト

第六日（土）十一月廿五日 事故絶滅日

現場係員ヲ總動員シテ災害ノ絶滅ヲ期スル事

家庭ニ於テハ怪我日ナキ様山神社ニ祈願ヲナスコト

ナスコト

保健衛生、休養等ノ施設改善ヲ旨トシ家庭ニ於テハ衣服

寝具、其他身廻品ノ日光消毒ヲナシ屋外ヤ便所ノ掃除ヲ

ナスコト

又、愛兒日トシ從業員ヲシテ家ニ在リテハ第二世產業戰士ノ指導教育ニ力ヲ盡スコト（健康診斷亦ハ慰安ノタメ「ピクニツク等ガス事」）



—(61)—

石炭礦業權設定

(自昭和十四年八月九日
至昭和十四年八月三十日)

福岡鑛山監督局

—(63)—

熊本	三六	同郡湯前町久米村	八萬、八〇〇
福岡	七三	同郡多良木町湯前町	九萬、八〇〇
佐賀	七三	鞍手郡劍村西川村直方市	三八、七〇〇
熊本	七三	約屋郡和田村香椎村立花村	一、二〇〇
山口	七五	上益城郡河原村津森村阿蘇郡山西村	四三三
		西彼杵郡高島村地先海面伊手島村地先海面	四三三
		吉敷郡西岐波村	八九九
		三養基郡島栖町基山村蓆村	一、〇〇〇
		同郡島栖町旭村田代村龍村	一、〇〇〇
		鞍手郡宮田町西川村	一、〇〇〇
		築上郡下城井村築城村	一、〇〇〇
		嘉穂郡大隈町	一、〇〇〇
		上益城郡甲佐町	一、〇〇〇
		八女郡長峰村志見郡中廣川村中廣川村上妻村	一、〇〇〇
		柏屋郡崎嶠郡志免町仲原村	一、〇〇〇
		京都郡犀川村豊津村	一、〇〇〇
		同郡豊津村犀川村節丸村	一、〇〇〇
		東松浦郡漆村地先海面	一、〇〇〇
		同郡御嶽村阿蘇郡小峰村	一、〇〇〇
福岡	七三	同市地行東町	一、〇〇〇
福岡市東中州	七三	筑紫郡日佐村	一、〇〇〇
同市地行東町	七三	東京市麹町區丸ノ内二丁目	一、〇〇〇
宇部市沖宇部	七三	宇部市沖宇部	一、〇〇〇
藤津郡久間村	七三	藤津郡久間村	一、〇〇〇
同上	七三	同上	一、〇〇〇
福岡市中庄町	七三	福岡市中庄町	一、〇〇〇
山口縣吉敷郡名田島村	七三	山口縣吉敷郡名田島村	一、〇〇〇
福岡市中庄町	七三	福岡市中庄町	一、〇〇〇
熊本市出水町	七三	熊本市出水町	一、〇〇〇
東京市麹町區丸ノ内	七三	東京市麹町區丸ノ内	一、〇〇〇
西川留太郎	七三	西川留太郎	一、〇〇〇
八女鐵業株式會社	七三	八女鐵業株式會社	一、〇〇〇
深坂炭礦株式會社	七三	深坂炭礦株式會社	一、〇〇〇
關根林治	七三	關根林治	一、〇〇〇
昭和鑛業株式會社	七三	昭和鑛業株式會社	一、〇〇〇
野尻豐吉	七三	野尻豐吉	一、〇〇〇
山田孝太郎	七三	山田孝太郎	一、〇〇〇
外一人	七三	外一人	一、〇〇〇
大坂市西區本田通	七三	大坂市西區本田通	一、〇〇〇
下關市關後地村	七三	下關市關後地村	一、〇〇〇
東京市京橋區實町	七三	東京市京橋區實町	一、〇〇〇
熊本市仲間町	七三	熊本市仲間町	一、〇〇〇
佐賀	七三	佐賀	一、〇〇〇
熊本	七三	熊本	一、〇〇〇
西川留太郎	七三	西川留太郎	一、〇〇〇
外一人	七三	外一人	一、〇〇〇
八女鐵業株式會社	七三	八女鐵業株式會社	一、〇〇〇
深坂炭礦株式會社	七三	深坂炭礦株式會社	一、〇〇〇
關根林治	七三	關根林治	一、〇〇〇
昭和鑛業株式會社	七三	昭和鑛業株式會社	一、〇〇〇
野尻豐吉	七三	野尻豐吉	一、〇〇〇

長崎	豊三	北松浦郡黒島村地先海面	草場誠市
〃	豊四	同上	同上
〃	豊五	同上	同上
〃	豊六	北高来郡小野村森山村並ニ海面	花田卯造
〃	豊七	北松浦郡鹿町村江迎村南田平村	昭和炭業株式會社
山口	豊八	厚狭町地先海面	神田重一外一人
長崎	豊九	北松浦郡鷹島村地先海面	松尾廣藏外一人
福岡	豊十	田川郡彦山村	藤原虎一
山口	豊九	厚狭郡生田村地先海面小野町地先海面	沖山炭礦株式會社
佐賀	豊十一	厚狭郡小野田町地先海面	神田重一外一人
福岡	豊九	宗像郡吉武村遠賀郡岡垣村	坂口萬右衛門外一人
山口	豊九	大津郡日置村並ニ海面深川町地先	鐵邊力外一人
佐賀	豊三	日田郡三花村朝田村大鶴村	吉岡通隆
大分	豊四	藤津郡大浦村地先海面	上田寧外一人
熊本	豊三	宇都市小串	西原徳次郎外一人
山口	豊七	佐保市園田町	防長炭礦株式會社
宮崎	豊六	佐保市北多久村	株式鈴來石炭商店礦業部
福岡	豊七	兵庫縣川邊郡長尾村	深坂炭礦株式會社
〃	豊七	下關市西南部町	庄忠人
西松浦郡南波多村		熊本市出水町	
西賀縣小城郡小城町		大阪市西淀川區海老江上	
笠原一二		名古屋市熱田區池内町	
同上		同上	
同上		東京市麹町區丸ノ内	
宇都市小串		深坂炭礦株式會社	

—(64)—

佐賀	豊六	西松浦郡南波多村	
同上			



炭界日誌

才津原生

十月十六日 月

△柳川若松市長歸若、共販制實施の行惱な状態を語つた。

△三浦厚生次官來福、鑛夫移動禁示令の發令を仄めかした

△福鑛局では直方の大盗掘の掃蕩に乘出す事になり

△若松石炭賣取締規則違犯が發見された。

△若松石炭從業員會を合同石炭樓上に於て開催、縣當局に陳情することに決定した。

△若松に於て多數の石炭販賣取締規則違犯が發見された。

△若松石炭從業員會を合同石炭樓上に於て開催共販阻止を叫んだ。

十月十七日 火

△稼動能率増進の爲に勞務管理に業者權限擴張が政府に於て考慮せられて居る。

十月十八日 水

△日本發送電では樺太の石炭鑛區を二ヶ所賣收する事にな

十月十九日 木

△柳川若松市長歸若、共販制實施の行惱な状態を語つた。

△若松石炭從業員會を合同石炭樓上に於て開催、縣當局に陳情することに決定した。

△若松石炭賣取締規則違犯が發見された。

△若松石炭從業員會を合同石炭樓上に於て開催共販阻止を叫んだ。

十月二十日 金

△八幡製鐵所では、大陸から石炭鑛石の輸送の爲に新造船を更に三隻建造中である。

申合はせた。

つた。

十月廿二日 月

△佐賀市に佐賀合洞石炭株式會社が設立された。

十一月廿三日 月

△福鑛局管内の鑛山勞務協議會が設置さるゝ事となつて、その要項が決定した。

△商工會議所に於て、鐵鋼部綜合部會開催、炭坑用米の配給の陳情を行ふ事に決定した。

十月廿四日 火

△全國石炭販賣業者大會が開催された。

十月廿五日 水

△福岡地方礦業懇話會創立總會、博多ホテルに於て創立された。

△山本本會副會長、武内專務等歸若、直に福岡に向つた。

十月廿六日 木

△鑛山向配電を調整すべく、福鑛局は東邦電力と協議した

△直方に於て本社株主總會開催した。

十一月廿七日 金

△佐賀商工會議所でも、石炭共販の再検討を行つた。

△若松合同石炭第六回定期株主總會。

△商工省一丸、遞信省木村、兩事務官は若松市に於る石炭

切符制實施狀況を視察した。

十月三十日 月

△佐賀商工會議所では、鑛區境界線の紛争解決に乗り出す事になつた。

十月廿九日 日

△本社、顧門中島徳松氏は始め野上會長、末吉、北代、山

本、武内、三崎各取締役松尾代議士打揃つて東上した。

△石炭共販實施に伴ふ若松市の收入減は三十三万圓と市當

局で發表した。

十月廿八日 土

△福鑛局直方支所では、鑛區境界線の紛争解決に乗り出す事になつた。

十月廿一日 火

△佐賀商工會議所では、鑛區境界線の紛争解決に乗り出す事になつた。

十月卅一日 月

△佐賀商工會議所でも、石炭共販の再検討を行つた。

△若松合同石炭第六回定期株主總會。

△商工省一丸、遞信省木村、兩事務官は若松市に於る石炭

切符制實施狀況を視察した。

十一月十一日 土

△企画院商工省協議して石炭増産用資材の百パーセント供給を決定した旨傳へられた。

十一月十二日 日

△炭坑配給米に關し、町田係員富山へ出張した。

十一月十三日 月

△北九州礦工業地帯の守りとして、遠賀川河畔に飛行場を設ける事になり、本日地鎮祭が行はれた、本會よりは四万圓寄附した。

△若松石炭商同業組合でも、伊藤組合長等石炭共販阻止陳情の爲上京した。

十一月十四日 火

△石炭不足の應急措置として、スフの海外受註を制限する事になつたと傳へられる。

△福鑛局主催、労務協議會發會式、關係者三百名出席

十一月十五日 水

△内務省事務官、遠賀川附近炭坑並に關係水源を視察した

同川汚濁水問題解決に乗出すものと思はれる。

△福鑛局主催礦業報國運動指導者講習會



編 輯 後 記

進、事故絶滅、無駄排除、舉坑一致礦業報
國、鉢後の謹りは炭坑から等々のスローガンを掲げ、各坑とも坑長以下全從業員が協力一致して、東亞新秩序建設の聖業達成のため、凡ゆる産業の原動力たる石炭礦業の重要性を自覺して、全力を擧げて礦業報國に邁進しつゝあることは實に頗もしい。

石炭共販問題で若松の合石重役連が商工省に陳情依頼に赴いた際、某事務員が机に泥靴をあげて應接した事が遂に十四日の定例開議の問題となり、阿部首相から遺憾な官吏の態度であると叱咤を受けた。大新聞に掲載されてゐるが、或人が獨善官吏を評して曰く、「一体官吏といふ者は圖々しくて生意氣で、おまけに人間味に乏しく融通が利かず、下から出ればつけあがり上から押へれば頭を狂げる、其の癖無暗やたらに意張りたがる實に厄介千萬な動物である」と些か酷評かも知れぬが、官吏氣質をうがつてゐる。

本月二十日から實施された第二回礦業報國強調週間の現況調査のため、高松一、二坑、新手、深坂、芳ノ谷、天道、昭嘉、上山、三上、大定等の所屬各炭坑を歴訪して見たが、何れも張切つて増炭獎勵、能率増

互助會報・第四卷・第十一號

購	一冊	金參拾錢	郵稅共
半年分	金壹圓八拾錢	同上	
一年分	金參圓六拾錢	同上	

料金は前金の事

昭和十四年十一月十七日印刷納本
昭和十四年十一月二十一日發行

若松市本町二丁目

石炭礦業互助會

發行人 吉田 風戸 道康

編輯人 若松市堺町三丁目

印刷所 吉田 印刷所

若松市堺町三丁目

福岡縣若松市本町二丁目

電話 [長] 七三〇六七八九一八番

發行所 石炭礦業互助會

好評を博してゐるが、星惣吉氏の礦業権設定に關する論文は同氏が蒙疆政府に赴任されて原稿未着のため休載したが、引續き原稿を送つて頂くことになつてゐるので御期待を乞ふ次第である。(白刃生)

グリース

ボールベヤリング用
國產第一位最優良

戸畠工場御指定品

スペシャルカツプグリース

本品はSKF興業株式會社
より本國に送附試験の結果
最適當品と認められ居るもの
にして原料の精選と多年の
経験に依る優秀品として
御推奨に足るものなり

小倉市米町十丁目一三八

發賣元

田 村 商 會

電話(5)一七三六番

株式會社日立製作所

社會式株氣電力水州九

東京製綱株式會社
株式會社明電舍
日本皮革株式會社
大日本機械工業株式會社
東洋ベヤリング
株式會社宇部鐵工所
護謨工場
日立製作所製
株式會社日本鑿岩機製作所
代理店
小倉市室町
電話代表(5)二八三一番
守谷商會九州支店

昭和十二年四月七日第三種郵便物認可
（毎月一回二十日發行）
昭和十四年十一月十七日印刷納本
（毎月一回二十日發行）

石炭鑛業互助會報

發行所 番松市本町二丁目

石炭鑛業互助會

最新の技術・最古の歴史
TRADE MARK
工學博士 多賀谷正義氏責任指導製品
鎧山用ワイヤーロープ
株式會社 笹村製綱所製品
帝國陸海軍省
鐵道省電信省 指定工場
日本標準規格品
(カタログ送呈乞見積御照會)



九州總代理店

幸田次兵衛本店

福岡市中島町西詰

電話東③〇二五二・一五〇二・四九七一